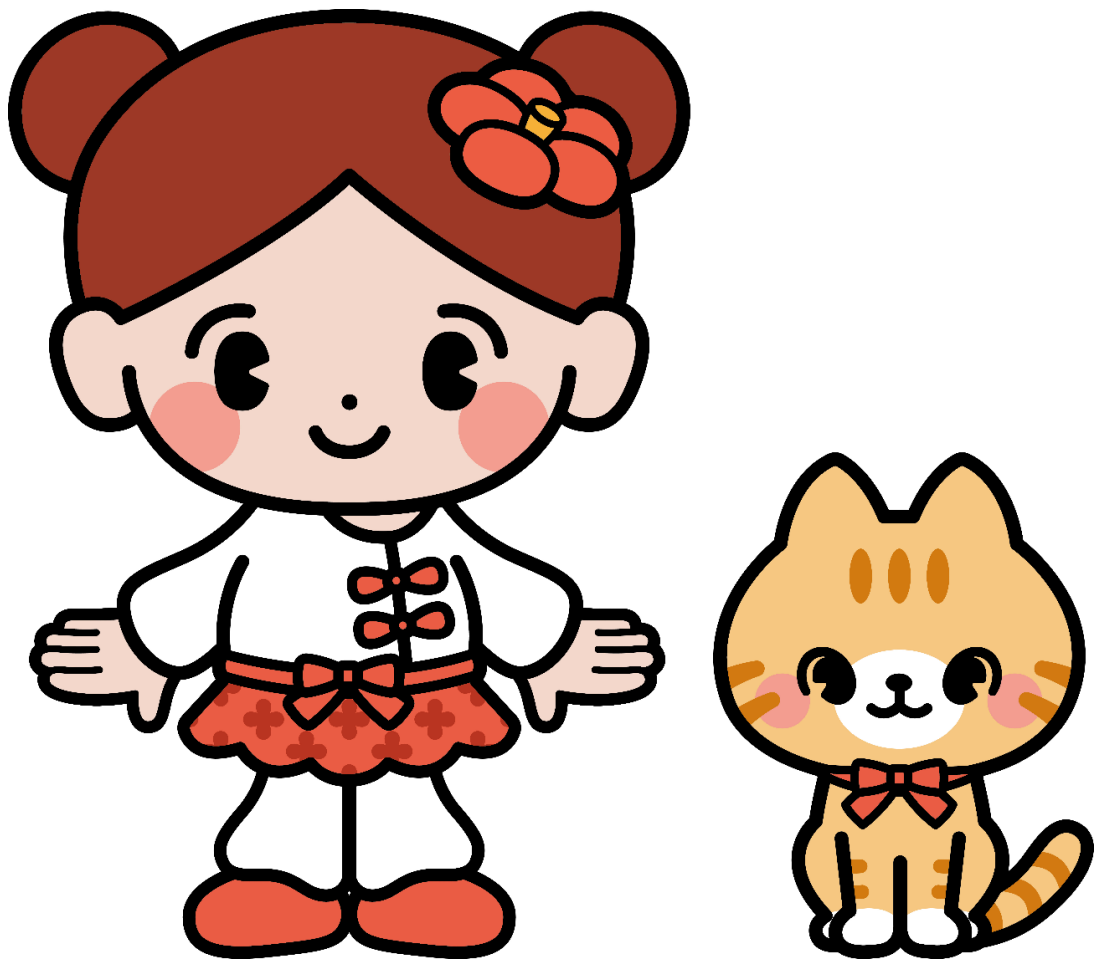


すこやかライフ

ガイドブック



筑紫野市

令和8年7月改訂版

【冊子に掲載している情報について】

○筑紫野市では、「障害」の“害”の字を、固有名詞として使われている語句などを除き、可能な限り「障がい」とひらがな表記にしています。そのため、冊子の中でひらがな表記と漢字表記が混在していますが、ご理解のほどよろしくお願いします。

○冊子に掲載している情報は、冊子の発行日現在のものであり、発行後に制度などが変わっている場合がありますので、各種お手続きをする場合は、各問合せ先に確認してください。

目 次

手 帳

- 身体障害者手帳・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 療育手帳・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 精神障害者保健福祉手帳・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

自立支援医療

- 更生医療・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 育成医療・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 精神通院医療・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

保健・医療

- 重度障がい者医療・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- ひとり親家庭等医療・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 後期高齢者医療・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 未熟児の養育医療の給付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 医療機関の訪問看護・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 結核児童の療育の給付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 小児慢性特定疾病医療費助成制度・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 特定医療費（指定難病）助成制度・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

年金

- 障害基礎年金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 障害厚生年金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

手当

- 特別障害者手当・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 障害児福祉手当・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 重度心身障害者福祉手当・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 特別児童扶養手当・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 児童扶養手当・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 心身障がい者扶養共済制度・掛金補助制度・・・・・・・・・・・・ 15
- 腎臓疾患患者福祉給付金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

家庭生活の援助

● 補装具費の支給	17
● 日常生活用具費の支給	18
● 軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成	26
● 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業	26
● 意思疎通支援事業	26
● 入浴サービス	27
● 「食」の自立支援事業	27
● 医療的ケア児等在宅レスパイト事業	27
● 緊急通報装置	27
● 声の広報配布	27
● 点字ふくおかの配布	28
● 点字図書および録音図書の貸出	28
● 字幕・手話入りビデオの貸出	28
● 盲導犬の貸与	28
● 介助犬の貸与	28
● 聴導犬の貸与	28
● 電話リレーサービス	29
● 文字表示電話サービス「ヨメテル」	29
● 車いすの貸し出し	29
● ヘルプカード・ヘルプマークの配布	29
● 成年後見制度	31

障がい福祉サービス

● 居宅介護（ホームヘルプ）	32
● 重度訪問介護	32
● 行動援護	32
● 同行援護	32
● 重度障害者等包括支援	32
● 短期入所（ショートステイ）	32
● 療養介護	32

● 生活介護・・・・・・・・・・・・・・・・	32
● 施設入所支援（障がい者支援施設での夜間ケア等）・・・・・・	32
● 自立訓練（機能訓練・生活訓練）・・・・・・・・・・・・・・・・	32
● 宿泊型自立訓練・・・・・・・・・・・・・・・・	32
● 就労移行支援・・・・・・・・・・・・・・・・	32
● 就労選択支援・・・・・・・・・・・・・・・・	32
● 就労定着支援・・・・・・・・・・・・・・・・	33
● 就労継続支援（A型＝雇用型、B型＝非雇用型）・・・・・・	33
● 自立生活援助・・・・・・・・・・・・・・・・	33
● 共同生活援助（グループホーム）・・・・・・・・・・・・・・・・	33
● 移動支援・・・・・・・・・・・・・・・・	33
● 日中一時支援・・・・・・・・・・・・・・・・	33
● 児童発達支援・・・・・・・・・・・・・・・・	33
● 医療型児童発達支援・・・・・・・・・・・・・・・・	33
● 放課後等デイサービス・・・・・・・・・・・・・・・・	33
● 保育所等訪問支援・・・・・・・・・・・・・・・・	33
● 居宅訪問型児童発達支援・・・・・・・・・・・・・・・・	33

住 宅

● 公営住宅の入居・・・・・・・・・・・・・・・・	34
● 住宅改造費の助成（すみよか事業）・・・・・・・・・・・・・・・・	34

自動車・交通

● 自動車運転免許取得費の助成・・・・・・・・・・・・・・・・	35
● 自動車改造費の助成・・・・・・・・・・・・・・・・	35
● 駐車禁止規制除外措置・・・・・・・・・・・・・・・・	36
● 福祉車両の貸出・・・・・・・・・・・・・・・・	37
● ふくおかまごころ駐車場・・・・・・・・・・・・・・・・	38
● 有料道路通行料金の割引・・・・・・・・・・・・・・・・	39
● タクシー料金の割引・・・・・・・・・・・・・・・・	40
● 福祉タクシー料金助成・・・・・・・・・・・・・・・・	40

● JRの運賃割引・・・・・・・・・・・・・・・・	41
● 西鉄電車・バスの運賃割引・・・・・・・・	42
● 福岡市地下鉄の運賃割引・・・・・・・・	43
● 船の割引・・・・・・・・・・・・・・・・	43
● 航空機の割引・・・・・・・・・・・・・・・・	43

税金・公共料金・郵便など

● 所得税・・・・・・・・・・・・・・・・	44
● 市県民税・・・・・・・・・・・・・・・・	44
● 相続税・・・・・・・・・・・・・・・・	45
● 贈与税・・・・・・・・・・・・・・・・	45
● 事業税・・・・・・・・・・・・・・・・	45
● 少額貯蓄の利子等の非課税・・・・・・・・	45
● 自動車税・軽自動車税・・・・・・・・	46
● NHK受信料の減免・・・・・・・・・・	47
● 携帯電話使用料の割引・・・・・・・・	47
● 文化・体育施設の使用料減免・・・・・	47
● ふれあい案内（NTT 電話番号無料案内）	48
● 郵便による不在者投票制度・・・・・・・・	48
● 青い鳥はがきの配布・・・・・・・・・・	49

防 災

● 災害時等要援護者支援制度・・・・・・・・	50
● N E T 1 1 9 緊急通報システム・・・・・	50
● テレフォンサービス・・・・・・・・・・	51

教 育

● 特別支援教育・・・・・・・・・・・・・・・・	52
● 特別支援学校等就学奨励費の支給・・・・・	52
● ふくおか就学サポートノート・・・・・	52
● 福岡県肢体不自由高校生奨学金制度・・・・・	53
● あしなが育英会・・・・・・・・・・	53

● 交通遺児育英会	53
● 犯罪被害救援基金	53

仕事・自立

● 日常生活自立支援事業	54
● 生活福祉資金	55
● ハローワーク福岡南	56
● 障害者就業・生活支援センターちくし	56
● 福岡障害者職業センター	56
● 福岡障害者職業能力開発校	56
● 福岡県障がい者雇用拡大事業	56
● 日本オストミー協会福岡県支部	56
● 福岡県音声機能障がい者発声訓練・指導者養成事業	57
● 聴覚障がい者生活訓練教室	57
● 福岡視力障害センター	57
● たばこ小売業の許可	57
● 暮らしの困りごと相談窓口	57

相 談

● 福岡県筑紫保健福祉環境事務所	58
● 福岡県障がい者更生相談所	58
● 福岡県福岡児童相談所	58
● 福岡県精神保健福祉センター	59
● 障がい者110番	59
● 福岡県ひきこもり地域支援センター	60
● 福岡県発達障がい者（児）支援センターLife	60
● 福岡県発達障がい児等療育支援事業	60
● 福岡県医療的ケア児支援センター	60
● 福岡県高次脳機能障がい支援事業	61
● 福岡県難病相談支援センター	61
● 福岡県障がい者差別解消専門相談	61

● 障がい者への情報サービス	61
● 筑紫野市生活福祉課	62
● 筑紫野市健康推進課	62
● 筑紫野市社会福祉協議会	62
● 筑紫野市身体障害者福祉協会	62
● 地域活動支援センター「つくしぴあ」「ピアッツァ桜台」	62
● 身体障がい者相談員	63
● 聴覚障がい者相談員	63
● 知的障がい者相談員	63
● 民生委員・児童委員	63
● ボランティアグループ	64
● 障がい者福祉関係機関	65
● 障がい者に関するマークの一例	66

手 帳

事 業 名	内 容	お問い合わせ 申し込み
身 体 障 害 者 手 帳	身体に障がいのある人からの申請により、交付されます。様々な福祉制度などを利用するために必要な手帳です。利用できる制度などは、障がいの種類・等級などによって異なります。 【障がいの種類】 視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語機能、そしゃく機能、肢体不自由、心臓、じん臓、呼吸器機能、ぼうこうまたは直腸機能、小腸機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能、肝臓機能障がい 【等級と種別】 等級は、障がいの種類別に1級（重度）から6級（軽度）まであります。 また、公共交通機関を利用される場合の割引基準として一種と二種があります。 【変更届】 転居された場合は、必ず転居先の市町村に手帳を添えて届け出てください。氏名などが変わった場合も届け出が必要になります。 【返還届】 手帳の交付を受けた人が死亡されたとき、新しい手帳が交付されたときは、手帳を持参のうえ、届け出てください。 【申請するときに必要なもの】 〈新規申請、等級変更や障がい追加による再交付〉 ①身体障害者手帳交付申請書 ②身体障害者診断書・意見書（記載日から3か月以内） ※指定医が作成したもの ③写真（縦4cm×横3cm、1年以内に撮影したもの） ④マイナンバー（個人番号）が確認できるもの ⑤本人確認書類 〈紛失・破損などによる再交付〉 上記①、③、④、⑤および手帳（紛失の場合は不要）	筑紫野市生活福祉課 障がい者福祉担当 筑紫野市石崎 1-1-1 ☎092-923-1111

療 育 手 帳	知的障がいを持った人が様々な福祉制度などを利用するために必要な手帳です。利用できる制度などは障がい程度などによって異なります。 【障がいの程度】 A1（最重度）、A2（重度）、 A3（中度と身体障害者手帳 1～3 級の重複）、 B1（中度）、B2（軽度） 【種別】 Aが第一種、Bが第二種となり、交通機関の運賃割引の基準となります。 【判定機関】 ○18 歳以上の人…福岡県障がい者更生相談所 （市へ申込後、障がい者更生相談所で判定） ○18 歳未満の人…福岡県福岡児童相談所 （直接児童相談所へ申込） 【再判定】 手帳の「次回判定」の欄に記載されている年月までに判定機関で再判定を受けてください。 【変更届】 転居された場合は、必ず転居先の市町村に手帳を添えて届け出てください。氏名などが変わった場合も届け出が必要になります。 【返還届】 手帳の交付を受けた人が死亡されたとき、新しい手帳が交付されたときは、手帳を持参のうえ、届け出てください。 【申請するときに必要なもの】 ①療育手帳交付申請書 ②判定書 ③写真（縦 4cm×横 3cm、1 年以内に撮影したもの） ④マイナンバー（個人番号）が確認できるもの ⑤本人確認書類 〈紛失・破損などによる再交付〉 上記①、③、④、⑤および手帳（紛失の場合は不要）	筑紫野市生活福祉課 障がい者福祉担当 筑紫野市石崎 1-1-1 ☎092-923-1111 ※18 歳未満の人の 判定申込は 福岡児童相談所 春日市原町 3-1-7 3F ☎092-586-0023
---------	--	---

精 神 障 害 者 保 健 福 祉 手 帳	精神に障がいのある人からの申請により交付されます。一定の精神障がいの状態にあることを証明する手帳で、様々な福祉制度などを利用するために必要な手帳です。利用できる制度などは、等級などによって異なります。 【等級】 障がいの程度により 1 級（重度）から 3 級（軽度）まであります。 【新規申請】 精神疾患の初診日から 6 ヶ月以上経過した人、または精神障がいを支給事由とする障害年金の支給を受けている人は、手帳を申請することができます。 【更新申請】 手帳の有効期限は 2 年です。有効期限に注意し、その日までに更新の申請をしてください（有効期限の 3 ヶ月前から受付、更新のお知らせはしていません。）。 【変更届】 転居された場合は、必ず転居先の市町村に手帳を添えて届け出てください。氏名などが変わった場合も届け出が必要になります。 【返還届】 手帳の交付を受けた人が死亡されたとき、新しい手帳が交付されたときは、手帳を持参のうえ、届け出てください。 【申請するときに必要なもの】 ＜新規、更新、等級変更＞ ①精神障害者保健福祉手帳申請書 ②手帳用診断書（記載日から 3 ヶ月以内）または障害年金証書（直近の年金振込通知書）の写し・年金照会の同意書 ③写真（縦 4cm×横 3cm、1 年以内に撮影したもの） ※更新の場合で現在お持ちの手帳の有効期限記載欄に今回更新分の記載スペースがある場合は不要 ④マイナンバー（個人番号）が確認できるもの ⑤本人確認書類 ＜紛失・破損などによる再交付＞ 障害者手帳記載事項変更届・再交付申請書 上記③、④、⑤および手帳（紛失の場合は不要）	筑紫野市生活福祉課 障がい者福祉担当 筑紫野市石崎 1-1-1 ☎092-923-1111
----------------------------------	--	--

自立支援医療

事業名	内 容	お問い合わせ 申し込み
更生医療	18 歳以上の身体障害者手帳の交付を受けている者で、その障がいを除去・軽減する手術などの指定医療機関による治療によって、確実に効果が期待できる場合に、必要な医療費の支給を行う制度です。 (※ 事前の申請が必要です。)	申請場所は 筑紫野市生活福祉課 障がい者福祉担当 筑紫野市石崎 1-1-1 ☎092-923-1111 Fax092-923-5230 判定は 障がい者更生相談所 春日市原町 3-1-7 ☎092-586-1055 Fax092-586-1065
	【対象となる主な医療】 (1) 視覚障がい ：白内障に対する水晶体摘出手術、網膜剥離に対する網膜剥離手術、瞳孔閉鎖に対する虹彩切除術、角膜混濁に対する角膜移植術など (2) 聴覚障がい ：鼓膜穿孔に対する穿孔閉鎖術、外耳性難聴に対する形成術、感音性難聴に対する人工内耳植込など (3) 音声・言語・そしゃく機能障がい ：口唇裂などによる音声・言語機能障がいに対する口唇・口蓋形成術、外傷または手術後に生じた構音障がいに対する形成術、口唇口蓋裂の後遺症によるそしゃく機能障がいに対する歯科矯正など (4) 肢体不自由 ：人工関節置換術、関節形成術、骨切り術、術後のリハビリテーションなど (5) 心臓機能障がい ：永久ペースメーカー植込術、ペースメーカー電池交換術など (6) 腎臓機能障がい ：人工透析療法、腎移植術抗免疫療法を含む) など (7) 肝臓機能障がい ：肝臓移植術(抗免疫療法を含む) (8) 小腸機能障がい ：中心静脈栄養法 (9) 免疫機能障がい ：抗HIV療法、免疫調節療法、その他HIV感染症に対する治療	

	【申請に必要なもの】 ①申請書 ②意見書 ③保険が確認できるもの (マイナンバーカード、資格確認書など) ④同意書 ⑤特定疾病療養受領証(人工透析療法の人のみ) ⑥マイナンバー(個人番号)が確認できるもの ⑦本人確認書類 ⑧障害年金・遺族年金受給者は年金額が確認できるもの(年金振込通知書・通帳等)	
育 成 医 療	身体に障がい(を有する18歳未満の児童が、その障がいを除去・軽減する手術などの指定医療機関による治療によって、確実に効果が期待できる場合に、必要な医療費の支給を行う制度です。 (※ 事前の申請が必要です。) 【申請に必要なもの】 ①申請書 ②意見書 ③保険が確認できるもの (マイナンバーカード、資格確認書など) ④同意書 ⑤マイナンバー(個人番号)が確認できるもの ⑥本人確認書類	筑紫野市生活福祉課 障がい者福祉担当 筑紫野市石崎 1-1-1 ☎092-923-1111 Fax092-923-5230
精 神 通 院 医 療	精神疾患(統合失調症、うつ病、てんかん、薬物やアルコールによる急性中毒など)で、指定医療機関への通院による精神医療を継続的に要する病状にある者に対し、医療費の自己負担を軽減する制度です。 ※ 事前の申請が必要です ※ 入院中の申請はできません。 【更新について】 有効期間は1年間で、有効期限の3ヵ月前から手続きができます。 【変更届について】 受給者証の記載内容から変更がある場合は届出が必要です。	申請場所は 筑紫野市生活福祉課 障がい者福祉担当 筑紫野市石崎 1-1-1 ☎092-923-1111 Fax092-923-5230 判定は 精神保健福祉センター 春日市原町 3-1-7 ☎092-582-7510 Fax092-582-7505

	【新規で申請するときに必要なもの】 ①申請書 ②診断書（記載日から3ヶ月以内） ③保険が確認できるもの （マイナンバーカード、資格確認書など） ④同意書 ⑤マイナンバー（個人番号）が確認できるもの ⑥本人確認書類 ⑦障害年金・遺族年金受給者は年金額が確認できるもの（年金振込通知書・通帳等）	
--	---	--

保健・医療

事業名	内 容	お問い合わせ 申し込み									
重 度 障 が い 者 医 療	重度の障がい者が医療を受けた場合、健康保険や更生医療（育成医療）の自己負担分を公費で負担する制度です。 【対象者】 3歳以上で次のいずれかに該当する人 ●身体障害者手帳1、2級の人 ●療育手帳Aの人 ●身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1の人 ●精神障害者保健福祉手帳1級の人 ※ 65歳以上の方は後期高齢者医療に加入していただく必要があります。 ※ 一定の所得制限があります。 【医療費の助成範囲】 1 医療機関ごとに本人負担があります。 <table border="1"> <tr> <td rowspan="3">高校生世代以上</td><td>通院</td><td>1月当たり500円</td></tr> <tr> <td rowspan="2">入院</td><td>一般 1日当たり500円 (1月あたり 最大10,000円)</td></tr> <tr> <td>低所得 1日当たり300円 (1月あたり 最大6,000円) ※区分才、低所得、区分Ⅰ・Ⅱのマイナ保険証や限度額認定証などを提示する必要があります。</td></tr> <tr> <td>中学生まで</td><td>通院 入院</td><td>自己負担なし</td></tr> </table> ※ 薬局での本人負担はありません。 ※ 入院時の食事療養標準負担額および生活療養標準負担額、保険診療以外の医療費（室料差額、薬の容器代、保険診療できない歯科治療など）は助成の対象になりません。	高校生世代以上	通院	1月当たり500円	入院	一般 1日当たり500円 (1月あたり 最大10,000円)	低所得 1日当たり300円 (1月あたり 最大6,000円) ※区分才、低所得、区分Ⅰ・Ⅱのマイナ保険証や限度額認定証などを提示する必要があります。	中学生まで	通院 入院	自己負担なし	筑紫野市国保年金課 医療年金担当 筑紫野市石崎 1-1-1 ☎092-923-1111
高校生世代以上	通院		1月当たり500円								
	入院		一般 1日当たり500円 (1月あたり 最大10,000円)								
		低所得 1日当たり300円 (1月あたり 最大6,000円) ※区分才、低所得、区分Ⅰ・Ⅱのマイナ保険証や限度額認定証などを提示する必要があります。									
中学生まで	通院 入院	自己負担なし									

事業名	内 容	お問い合わせ 申し込み								
ひとり親家庭医療	『ひとり親家庭等医療証』を交付して保険診療による医療費の自己負担分を助成します。 【対象者】 ①ひとり親家庭の母および父 18歳未満の児童を扶養している人で、次のいずれかに該当する人 ●配偶者が死亡し、現に婚姻をしていない人 ●配偶者と離婚し、現に婚姻をしていない人 ●配偶者の生死が1年以上明らかでない人 ●配偶者が海外にありその扶養を受けることができない人 ●配偶者が精神または身体の障がいにより労働能力を失っている人 ●婚姻によらないで母または父となり、児童を養育している人 ●配偶者から1年以上遺棄されている人 ●配偶者が法定により1年以上拘禁されている人 ②ひとり親家庭の児童（6歳～18歳未満） ③父母のいない児童（6歳～18歳未満） ※ 対象となる条件がありますので、詳細はご確認ください。 ※ 一定の所得制限があります。 【医療費の助成範囲】 1 医療機関ごとに本人負担があります <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">高校生世代以上</td><td>通院</td><td>1月当たり800円（上限）</td></tr> <tr> <td>入院</td><td>一般 1日当たり500円（月7日上限）</td></tr> <tr> <td>中学生まで</td><td>通院 入院</td><td>自己負担なし</td></tr> </table> ※ 薬局での本人負担はありません ※ 入院時の食事療養標準負担額および生活療養標準負担額、保険診療以外の医療費（室料差額、薬の容器代、保険治療できない歯科治療など）は助成の対象になりません。	高校生世代以上	通院	1月当たり800円（上限）	入院	一般 1日当たり500円（月7日上限）	中学生まで	通院 入院	自己負担なし	筑紫野市 国保年金課 医療年金担当 筑紫野市石崎 1-1-1 ☎092-923-1111
高校生世代以上	通院		1月当たり800円（上限）							
	入院	一般 1日当たり500円（月7日上限）								
中学生まで	通院 入院	自己負担なし								

後期高齢者医療	後期高齢者医療制度は通常、75歳の誕生日当日から適用されますが、下記に該当する人は、申請により65歳よりその適用となります。 ※ 対象となる人には、市から通知します。 【対象者】 ●身体障害者手帳1級～3級の人 ●身体障害者手帳4級の一部の人 ●療育手帳Aの人 ●精神障害者保健福祉手帳の1級、2級の人 ●公的年金制度で1級、2級の年金を受給している人（年金証書により障がいの程度を確認します）	筑紫野市 国保年金課 医療年金担当 筑紫野市石崎 1-1-1 ☎092-923-1111
未熟児の養育医療の給付	入院加療を必要とする未熟児（1歳未満）に対して、指定した医療機関における医療費の自己負担分について公費助成する制度です。 ※ 保険適用以外の衣類代、おむつ代等は保護者負担となります。 ※ 各種医療保険の適用がある場合には、医療保険各法が優先して適用されるので、その給付の残額（自己負担分）について、養育医療を給付します。 ※ 医療の給付が必要になった日から30日以内に申請手続きをする必要があります。 【対象者】 医師が入院加療を認めた児であって次のいずれかに該当する児 ●出生時体重が2,000グラム以下の児 ●生活力が特に薄弱であって市が定める症状を有する児	筑紫野市 こども家庭課 こども健康担当 筑紫野市石崎 1-1-1 ☎092-923-1115
医療機関の訪問看護	医療機関または訪問看護ステーションの看護師が本人、家族と話し合いながら、かかりつけの医師の指示のもとに看護計画を立て、すすめていきます。 具体的には全身状態の観察、日常生活の援助、在宅リハビリテーションの指導、家族への介護指導等を行います。	医療機関または訪問看護ステーション

事業名	内 容	お問い合わせ 申し込み
結核児童の療育の給付	結核にかかっている児童が指定医療機関に入院したときは、治療費を公費で負担するとともに日用品、学用品が支給される制度です。ただし、健康保険の自己負担の範囲内で、家族の収入に応じて一部自己負担があります。	
小児慢性特定疾病医療費助成制度	小児慢性特定疾病にかかっている 18 歳未満の児童の治療に対し、「医療機関での窓口負担の軽減」を行うものです。これは県と契約を結んだ医療機関で行われ、期間は原則 1 年以内です。 ※ 引き続き治療が必要と認められる場合は 20 歳まで延長されることがあります。 【対象疾患】 悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、内分泌疾患、膠原病、糖尿病、先天性代謝異常、血液疾患、免疫疾患、神経・筋疾患、慢性消化器疾患、染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群、皮膚疾患、骨系統疾患、脈管系疾患、成長ホルモン治療	筑紫保健福祉環境事務所 健康増進課健康増進係 大野城市白木原 3-5-25 ☎ 092-513-5583 Fax 092-513-5598
特定医療費（指定難病）助成制度	発病の機構が明らかでなく、治療法が確立していない希少な疾病で長期の療養を必要とする難病のうち、厚生労働省が指定した指定難病にかかっている人に対する医療費助成制度です。	

年金

障害年金には2種類あり、どちらの年金になるかは「その病気やけがで初めて医師の診察を受けた日（初診日）」に、どちらの年金制度に加入していたかで決まります。

申請の相談の際には初診日を確認のうえ、下記問い合わせ先へ事前に連絡をお願いします。

障害年金は65歳前の状態が基準です。65歳以降に障がいの基準に該当した人は対象になりません。

種 類	内 容	お問い合わせ 申し込み
障 害 基 礎 年 金	国民年金に加入している期間中などに、病気やケガで一定以上の障がいの状態にあるときに年金が支給されます。 【対象者】 国民年金法の障害等級表の1級・2級に該当し<u>保険料納付要件を満たしている人</u>（ただし、20歳前の傷病によるものは保険料納付要件は問いません。） ※ 年金の等級は、障がい者手帳の等級とは異なります。 ※ 20歳未満の障がい者が20歳に到達した場合の障害基礎年金には、所得制限があります。	第1号被保険者★ 20歳前の障がい者 筑紫野市国保年金課 医療年金担当 筑紫野市石崎 1-1-1 ☎092-557-5123 第3号被保険者★★ 南福岡年金事務所 福岡市南区塩原 3-1-27 ☎092-552-6112 Fax092-551-7649
障 害 厚 生 年 金	厚生年金に加入している間に初診日のある病気やケガで一定以上の障がいの状態にあるときに年金が支給されます。 【対象者】 国民年金法の障害等級表の1級・2級または厚生年金保険法の障害等級表の3級に該当し<u>保険料納付要件を満たしている人</u> ※ 年金の等級は、障がい者手帳の等級とは異なります。 ※ 初診日から5年以内に病気やケガが治り、障害厚生年金を受けるよりも軽い障がいが残ったときには障害手当金（一時金）が支給されます。	南福岡年金事務所 福岡市南区塩原 3-1-27 ☎092-552-6112 Fax092-551-7649

★第1号被保険者：20歳以上60歳未満の自営業者、農業者、学生および無職の人とその配偶者の人

☆第2号被保険者：厚生年金保険や共済組合等に参加している会社員や公務員の人

★★第3号被保険者：第2号被保険者☆に扶養されている配偶者の人

手当

種 類	内 容	お問い合わせ 申し込み
特 別 障 害 者 手 当	20 歳以上の在宅の障がい者であって、重度な障がいのため日常生活において常時、特別の介護を必要とする人に対して支給されます。 【対象者】 ●重度の障がい重複する人 ●重度の障がいを 1 つと障害基礎年金 2 級相当の障がいを 2 つを有する人 ●重度の肢体不自由を有し、日常生活で特別な介護を要する人 ●内部障がいなどを有し、絶対安静を要する人 ●精神の障がいを有し、日常生活で特別な介護を要する人 【手当額】 月額30,450円（令和8年4月現在） *5、8、11、2月に3ヵ月分まとめて支給 ※ 特定の施設に入所している人や医療機関に3ヵ月以上入院している人は対象となりません。 ※ 本人、配偶者、扶養義務者に一定の所得制限があります。	筑紫野市生活福祉課 障がい者福祉担当 筑紫野市石崎 1-1-1 ☎092-923-1111 Fax092-923-5230
障 害 児 福 祉 手 当	20 歳未満の在宅の障がい児で、その重度の障がいのため日常生活において常時の介護を必要とする人に対して手当を支給します。 【対象者】 ●身体障害者手帳の 1 級または 2 級の人の一部 ●身体の機能や内部障がいなどの程度が上記と同程度以上の状態にある人 ●日常生活において常時介護を必要とする程度精神の障がい（知的障がいはおおむね I Q20 以下）を有する人 ●身体の機能または精神の障がい（知的障がいはおおむね I Q35 以下）が重複する場合で、常時介護を必要とする人 【手当額】 月額16,560円（令和8年4月現在） *5、8、11、2月に3ヵ月分まとめて支給 ※ 特定の施設や障がいを事由とする公的年金を受給している人は対象となりません。 ※ 本人、配偶者、扶養義務者に一定の所得制限があります。	

種 類	内 容	お問い合わせ 申し込み
重 度 心 身 障 害 者 福 祉 手 当	市内に居住する在宅の重度障がい者等に対し、福祉手当を支給します。 【対象者】 (1)身体障害者手帳 1 級・2 級の人 (2)療育手帳 A 判定の人 (3)精神障害者保健福祉手帳 1 級の人 (4)公的年金制度で 1 級・2 級の障害年金を受給している人 【手当額】 月額 3,500 円 ※毎年 12 月にまとめて支給 【申請に必要なもの】 ① 申請書（市生活福祉課にあります） ② 本人名義の通帳 ③(1)～(3)に該当する人…障がい者手帳 (4)に該当する人…障害年金証書 ※ 特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当を受けている人は対象となりません。 ※ 入院中の人（3 カ月以上）、施設入所中の人を対象となりません。	筑紫野市生活福祉課 障がい者福祉担当 筑紫野市石崎 1-1-1 ☎092-923-1111 Fax092-923-5230
特 別 児 童 扶 養 手 当	精神または身体に障がいのある 20 歳未満の児童を監護している父か母、または父母に代わって、その児童を養育している人に手当が支給されます。 【対象者】 ①身体障害者手帳 1 級～2 級の障がいを持つ児童 ②療育手帳 A・B（中度）の判定を受けた児童 ③以上の障がいと同程度の障がいを持つと認められる児童（いくつかの障がいがある場合など） ※対象児童が児童福祉施設に入所しているときは手当の支給はできません。 また、対象児童が障害年金などの支給を受けている場合や、前年の所得が一定の額を超えるときは支給が停止されます。 【手当額】（令和 8 年 4 月現在） 1 級 月額 58,450 円 2 級 月額 38,930 円	筑紫野市 こども政策課 給付・支援担当 筑紫野市石崎 1-1-1 ☎092-557-5125

種 類	内 容	お問い合わせ 申し込み
児 童 扶 養 手 当	父母の離婚・父(母)の死亡などによって、父(母)と生計を同じくしていない児童を監護している父(母)または父(母)に代わってその児童を養育している人に手当を支給する制度です。 【対象者となる児童】 手当は、次のいずれかに該当する 18 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日までの間にある児童(障がい児については 20 歳未満) ●父母が婚姻(事実婚を含む)を解消した児童 ●父(母)が死亡した児童 ●父(母)が施行令に定める程度の障がいの状態(年金の障害等級 1 級程度)にある児童 ●父(母)の生死が明らかでない児童 ●父(母)から一年以上遺棄されている児童 ●母(父)が裁判所からのDV保護命令を受けた児童 ●父(母)が法令により引き続き一年以上拘禁されている児童 ●母が婚姻によらないで懐胎した児童 【支給額】(令和 8 年 4 月現在) (全部支給) 月額 48,050 円 支給対象児 2 人目以降は一人につき 11,350 円加算 (一部支給) 月額 11,340 円から 48,040 円まで所得に応じて細かく設定 支給対象児 2 人目以降は一人につき 5,680 円～11,340 円加算 ※ 父(母)である受給者に対する手当は、手当の支給が開始されてから 5 年、または、支給要件に該当した日から 7 年を経過したときは、手当の一部が減額されることがあります。 ※ 一定の所得制限があります。 ※ 公的年金を受給できる場合は、年金受給額によっては、児童扶養手当を受給できない場合があります。	筑紫野市 こども政策課 給付・支援担当 筑紫野市石崎 1-1-1 ☎092-557-5125

種 類	内 容	お問い合わせ 申し込み																										
心身障がい者 扶 養 共 済 制 度 ・ 掛 金 補 助 制 度	障がいのある人を扶養している保護者が、毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一（死亡や重度障がい者）のことがあったとき、障がいのある人に年金を支給する制度です。2 口まで加入できます。 【対象者】 ①知的障がいのある人 ②身体障害者手帳 1～3 級の人 ●精神または身体に永続的に障がいを有する人で、その障がいの程度が①または②の者と同程度と認められる人 【加入者】 ●福岡県内に居住 ●65 歳未満の人（加入時の年度の 4 月 1 日時点） ●生命保険に加入できる健康状態にあること 【年金額】 一口につき 月額 20,000 円 【掛金】 <table><tr><th>加入年齢（歳）</th><th>掛金（一口）</th></tr><tr><td>～34 歳</td><td>9,300 円</td></tr><tr><td>35～39 歳</td><td>11,400 円</td></tr><tr><td>40～44 歳</td><td>14,300 円</td></tr><tr><td>45～49 歳</td><td>17,300 円</td></tr><tr><td>50～55 歳</td><td>18,800 円</td></tr><tr><td>55～59 歳</td><td>20,700 円</td></tr><tr><td>60～64 歳</td><td>23,300 円</td></tr></table> ☆掛金免除・掛金補助☆ 掛金の納付が経済的に困難な者に対し、市が掛金を補助します。（1 口目のみ） <table><tr><th>対象世帯</th><th>補助率</th></tr><tr><td>生活保護世帯</td><td>全額</td></tr><tr><td>住民税非課税世帯</td><td>半額</td></tr><tr><td>均等割のみ課税世帯</td><td>3 割</td></tr><tr><td>災害により生計の維持が困難となった世帯 （12 ヶ月を限度とする）</td><td>全額</td></tr></table>	加入年齢（歳）	掛金（一口）	～34 歳	9,300 円	35～39 歳	11,400 円	40～44 歳	14,300 円	45～49 歳	17,300 円	50～55 歳	18,800 円	55～59 歳	20,700 円	60～64 歳	23,300 円	対象世帯	補助率	生活保護世帯	全額	住民税非課税世帯	半額	均等割のみ課税世帯	3 割	災害により生計の維持が困難となった世帯 （12 ヶ月を限度とする）	全額	筑紫野市生活福祉課 障がい者福祉担当 筑紫野市石崎 1-1-1 ☎092-923-1111 Fax092-923-5230
加入年齢（歳）	掛金（一口）																											
～34 歳	9,300 円																											
35～39 歳	11,400 円																											
40～44 歳	14,300 円																											
45～49 歳	17,300 円																											
50～55 歳	18,800 円																											
55～59 歳	20,700 円																											
60～64 歳	23,300 円																											
対象世帯	補助率																											
生活保護世帯	全額																											
住民税非課税世帯	半額																											
均等割のみ課税世帯	3 割																											
災害により生計の維持が困難となった世帯 （12 ヶ月を限度とする）	全額																											

種 類	内 容	お問い合わせ 申し込み
腎 臓 疾 患 患 者 福 祉 給 付 金	夜間（17 時以降）に人工透析治療を受けている腎臓疾患の患者の人に通院費を助成するものです。（所得制限および通院距離制限有り） 【対象者】 ●身体障害者手帳の交付を受けている人 ●就労などで月 5 回以上の夜間人工透析を受けている人 ●通院距離または通院費用が次のア～ウのいずれかに該当する人 ア) 自家用車の場合、自宅と透析病院との距離が片道 10 km 以上であること イ) 公共交通機関の利用の場合、1 月 2,000 円以上負担したとき ウ) タクシー利用の場合、1 月 2,000 円以上負担したとき（領収書が必要です） 【給付金額】 月額 2,000 円 ※ 毎年 3 月と 9 月に申請のための関係書類をお渡ししています。	筑紫保健福祉環境事務所社会福祉課 大野城市白木原 3-5-25 ☎092-513-5626

家庭生活の援助

事業名	内 容	お問い合わせ 申し込み													
補 装 具 費 の 支 給	身体機能の障がいを補い日常生活を容易にするための「補装具」の購入、修理、借受にかかる費用の支給を行います。 ※ 事前の申請が必要です。	筑紫野市生活福祉課 障がい者福祉担当 筑紫野市石崎 1-1-1 ☎092-923-1111 Fax092-923-5230													
	<table><tr><th>障がいの種類</th><th>補装具の種目</th></tr><tr><td rowspan="2">肢体不自由</td><td>義肢、装具、姿勢保持装置、車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえ</td></tr><tr><td>18 歳未満のみ 座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具、排便補助具</td></tr><tr><td>視覚障がい</td><td>義眼、眼鏡、 視覚障がい者安全つえ</td></tr><tr><td>聴覚障がい</td><td>補聴器、人工内耳（人工内耳用音声信号処理装置の修理のみ）</td></tr><tr><td>心臓・呼吸機能障がい</td><td>車いす、電動車いす</td></tr><tr><td>肢体不自由かつ 音声・言語機能障がい</td><td>重度障がい者用意思伝達装置</td></tr></table>		障がいの種類	補装具の種目	肢体不自由	義肢、装具、姿勢保持装置、車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえ	18 歳未満のみ 座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具、排便補助具	視覚障がい	義眼、眼鏡、 視覚障がい者安全つえ	聴覚障がい	補聴器、人工内耳（人工内耳用音声信号処理装置の修理のみ）	心臓・呼吸機能障がい	車いす、電動車いす	肢体不自由かつ 音声・言語機能障がい	重度障がい者用意思伝達装置
	障がいの種類		補装具の種目												
	肢体不自由		義肢、装具、姿勢保持装置、車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえ												
			18 歳未満のみ 座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具、排便補助具												
	視覚障がい		義眼、眼鏡、 視覚障がい者安全つえ												
	聴覚障がい		補聴器、人工内耳（人工内耳用音声信号処理装置の修理のみ）												
	心臓・呼吸機能障がい		車いす、電動車いす												
	肢体不自由かつ 音声・言語機能障がい		重度障がい者用意思伝達装置												
	※ 補装具の種目によって医師の意見書や処方箋、または障がい者更生相談所の判定が必要な場合があります。														
【対象者】 身体障害者手帳を持っている人または難病患者 ※ 車いす・電動車いす・歩行器・歩行補助つえについては、介護保険対象者は介護保険が優先となります ※ 18 歳以上の人は所得制限があります															
【費用負担】 原則、基準額内で費用の 1 割が自己負担です。ただし、世帯の所得に応じ、負担上限月額があります。															
<table><tr><th>区分</th><th>負担上限月額</th></tr><tr><td>生活保護世帯</td><td>0 円</td></tr><tr><td>住民税非課税世帯</td><td>0 円</td></tr><tr><td>住民税課税世帯</td><td>37,200 円</td></tr></table>		区分	負担上限月額	生活保護世帯	0 円	住民税非課税世帯	0 円	住民税課税世帯	37,200 円						
区分	負担上限月額														
生活保護世帯	0 円														
住民税非課税世帯	0 円														
住民税課税世帯	37,200 円														
また、児童については、自己負担の助成制度があります。															

事業名	内 容	お問い合わせ 申し込み						
日常生活用具 費 の 支 給	在宅の障がい者等の日常生活の便宜を図るため、さまざまな用具の購入に要する費用を支給します。 必ず事前の申請が必要です。購入後の申請は受け付けることができませんのでご注意ください。	筑紫野市生活福祉課 障がい者福祉担当 筑紫野市石崎 1-1-1 ☎092-923-1111 Fax092-923-5230						
	【対象者】 障がい者手帳を持っている人または難病患者であって、用具の種目ごとに定められた障がい種別等の要件をみたす人 ※ <u>種目によって、介護保険対象者は介護保険が優先となります。</u> 詳細については、お問い合わせください。 ※ 18歳以上の人は所得制限があります							
	【申請に必要なもの】 ①申請書 ②障がい者手帳または特定医療費（指定難病）受給者証 ③見積書 ④カタログ（写しで可） ⑤その他（対象要件により、医師の意見書等が必要な場合があります。）							
	【費用負担】 基準額内で費用の 1 割が自己負担です。ただし、世帯の所得に応じ、負担上限月額があります。							
	<table><tr><th>区分</th><th>負担上限月額</th></tr><tr><td>生活保護世帯</td><td>0 円</td></tr><tr><td>住民税非課税世帯</td><td>0 円</td></tr><tr><td>住民税課税世帯</td><td>37,200 円</td></tr></table> 給付基準額を超える差額は、全額自己負担となります。		区分	負担上限月額	生活保護世帯	0 円	住民税非課税世帯	0 円
区分	負担上限月額							
生活保護世帯	0 円							
住民税非課税世帯	0 円							
住民税課税世帯	37,200 円							

種目	対象者	対象 年齢	性能等	基準額
				耐用年数
特殊寝台	下肢又は体幹機能障がい2級以上の人	18歳以上	腕、脚等の訓練ができる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	154,000 円
	難病患者等で寝たきりの状態にある人			8 年
特殊マット	下肢又は体幹機能障がい1級の人（常時介護を要する人に限る。）	3歳以上	じょくそうの防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有するもの	60,500 円
	下肢又は体幹機能障がい2級以上の人（常時介護を要する人に限る。）	3歳以上 18歳未満		5 年
	難病患者等で寝たきりの状態にある人	3歳以上		
特殊尿器	下肢又は体幹機能障がい1級の人（常時介護を要する人に限る。）	学齢児以上	尿が自動的に吸引されるもので、対象者又は介護者が容易に使用し得るもの	67,000 円
	難病患者等で自力で排尿できない人			5 年
入浴担架	下肢又は体幹機能障がい2級以上の人（入浴に当たって、家族等の介助を要する人に限る。）	3歳以上	対象者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	82,400 円
				5 年
体位変換器	下肢又は体幹機能障がい2級以上の人（下着交換等に当たって、家族等の介助を要する人に限る。）	学齢児以上	介護者が対象者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	15,000 円
	難病患者等で寝たきりの状態にある人			5 年
移動用リフト	下肢又は体幹機能障がい2級以上の人	3歳以上	介護者が対象者を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	159,000 円
	難病患者等で下肢又は体幹機能に障がいのある人			4 年
訓練いす	下肢又は体幹機能障がい2級以上の人	3歳以上	原則として付属のテーブルをつけるものとする	33,100 円
		18歳未満		5 年

訓練用ベッド	下肢又は体幹機能障がい 2 級以上の人	学齢児 以上 18歳 未満	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	159,200 円
	難病患者等で下肢又は体幹機能に障がいのある人			8 年
入浴補助用具	下肢又は体幹機能障がいを有し、入浴に介助を要する人	3 歳 以上	入浴時の移動、座位の保持又は浴槽への入水等を補助でき、対象者又は介助者が容易に使用し得るもの。但し、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	90,000 円
	難病患者等で入浴に介助を要する人			8 年
便器	下肢又は体幹機能障がい 2 級以上の人	学齢児 以上	対象者が容易に使用し得るもの（手すりをつけることができる。）。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	5,400 円
	難病患者等で常時介護を要する人			8 年
歩行補助つえ （T 字状・棒状のつえ）	平衡機能、下肢又は体幹機能障がいを有する人	3 歳 以上	対象者が容易に使用し得るもの	3,400 円
				3 年
移動・移乗支援用具	平衡機能、下肢又は体幹機能障がいを有し、家庭内の移動等において介助を必要とする人	3 歳 以上	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 対象者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安全性を有するもの 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助又は段差解消等の用具。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	60,000 円
	難病患者等で下肢が不自由で、家庭内の移動等において介助を必要とする人			8 年
頭部保護帽	上下肢又は体幹機能障がいにより、転倒などのおそれがある人	—	ヘルメット型で、転倒の際に頭部を保護できるものであって、スポンジ及び皮を主材料に製作したもの	15,200 円 (注 1)
	重度の知的障がいにより、転倒などのおそれがある人	—		3 年
	精神障がい（てんかん等）により、転倒などのおそれがある人	—	ヘルメット型で、転倒の際に頭部を保護できるものであって、スポンジ、皮及びプラスチックを主材料に製作したもの	36,750 円 (注 1)
				3 年

特殊便器	上肢障がい２級以上の人	学齢児 以上	足踏みペダル等により、温 水温風を出し得るもの。た だし、取替えに当たり住宅 改修を伴うものを除く。	151,200 円
	難病患者等で上肢に障がいの ある人			8 年
火災警報器	身体障がい等級 2 級以上又 は重度の知的障がいの人 （火災発生の感知及び避難 が著しく困難な障がい者の みの世帯又はこれに準ずる 世帯）	—	室内の火災を煙又は熱によ り感知し、音又は光を發し て屋外にも警報ブザーで知 らせ得るもの	15,500 円
				8 年
自動消火器	身体障がい等級 2 級以上又 は重度の知的障がいの人若 しくは難病患者（火災発生 の感知及び避難が著しく困 難な障がい者等のみの世帯 又はこれに準ずる世帯）	—	室内温度の異常上昇又は炎 の接触で自動的に消火液を 噴射し、初期火災を消火し 得るもの	28,700 円
				8 年
電磁調理器	視覚障がい２級以上又は重 度の知的障がいの人（障が い者のみの世帯又はこれに 準ずる世帯）	18 歳 以上	対象者が容易に使用し得る もの	41,000 円
				6 年
歩行時間延長 信号機用小型 送信機	視覚障がい２級以上の人	学齢児 以上	対象者が容易に使用し得る もの	7,000 円
				10 年
聴覚障がい者 用屋内信号装 置	聴覚障がい２級以上の人 （聴覚障がい者のみの世帯 又はこれに準ずる世帯で日 常生活上必要と認められる 世帯）	18 歳 以上	音・声音等を視覚、触覚等 により知覚できるもの	87,400 円
				10 年
透析液加温器	じん臓機能障がい３級以上 を有し、自己連続携行式腹 膜灌流法（CAPD）による 透析療法を行う人	3 歳 以上	透析液を加温し、一定の温 度に保つもの	51,500 円
				5 年
ネブライザー （吸入器）	呼吸器機能障がい３級以上 又は同程度の身体障がいを 有し、必要と認められる人	学齢児 以上	対象者又は介護者が容易に 使用し得るもの	36,000 円
	難病患者等で呼吸器機能に 障がいのある人			5 年

電気式たん吸引器	呼吸器機能障がい3級以上又は同程度の身体障がいを有し、必要と認められる人	学齢児以上	対象者又は介護者が容易に使用し得るもの	56,400 円
	難病患者等で呼吸器機能に障がいのある人			5 年
酸素ボンベ運搬車	身体障害者手帳を有し、医療保険における在宅酸素療法を行う人	—	対象者が容易に使用し得るもの	17,000 円
				10 年
視覚障がい者用体温計	視覚障がい2級以上の人	学齢児以上	対象者が容易に使用し得るもの	13,300 円
				5 年
視覚障がい者用体重計	視覚障がい2級以上の人	学齢児以上	対象者が容易に使用し得るもの	18,000 円
				5 年
動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	呼吸器機能障がい3級以上又は同程度の身体障がいの人若しくは難病患者等で、医療保険における在宅酸素療法又は人工呼吸器が必要な人	—	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し対象者が容易に使用し得るもの	75,800 円
				5 年
医療機器用バッテリー（発電機を含む。）	身体障害者手帳を有する人又は難病患者等で、人工呼吸器、ネブライザー（吸入器）又は電気式たん吸引器を使用している人（ネブライザー（吸入器）又は電気式たん吸引器を使用している人は、ネブライザー（吸入器）又は電気式たん吸引器の給付対象者に限る。）	—	外出時又は緊急時に医療用機器を正常に動作させる動力源となるもの	130,000 円
				5 年
携帯用会話補助装置	音声機能又は言語機能障がい若しくは肢体不自由により、発声・発語に著しい障がいを有する人	学齢児以上	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、対象者が容易に使用し得るもの	98,800 円
				5 年
情報・通信支援用具	上肢又は視覚障がい2級以上の人	学齢児以上	パソコン等の情報機器を使用するために必要となる周辺機器やソフト等	100,000 円
				5 年

点字ディスプレイ	視覚障がい２級以上で、必要と認められる人（ただし、点字の読み取りが可能な人に限る。）	—	文字等のコンピューターの画面情報を点字等により示すことのできるもの	383,500 円 6 年
点字器	視覚障がいを有し、必要と認められる人	—	対象者が容易に使用し得るもの	10,400 円 5 年
点字タイプライター	視覚障がい２級以上の人（就労又は就学している人若しくは就労が見込まれる人に限る。）	—	対象者が容易に使用し得るもの	63,100 円 5 年
視覚障がい者用ポータブルレコーダー	視覚障がい２級以上の人	学齢児以上	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY 方式による録音及び当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、対象者が容易に使用し得るもの	(録音再生機) 85,000 円 6 年 (再生専用機) 35,000 円 6 年
視覚障がい者用活字文書読上げ装置	視覚障がい２級以上の人	学齢児以上	文字情報と同一紙面上に掲載された当該文字情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、対象者が容易に使用し得るもの	99,800 円 6 年
視覚障がい者用拡大読書器	視覚障がいを有し、本装置により文字等を読むことが可能になる人	学齢児以上	画像入力装置を読みたいものの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの	198,000 円 8 年
視覚障がい者用時計	視覚障がい２級以上の人	学齢児以上	対象者が容易に使用し得るもの	13,300 円 10 年
聴覚障がい者用通信装置	聴覚又は発声・発語に著しい障がいを有し、コミュニケーション又は緊急連絡等の手段として必要と認められる人	学齢児以上	一般の電話機に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、対象者が容易に使用できるもの	71,000 円 5 年

聴覚障がい者 用情報受信装 置	聴覚障がいを有し、本装置 によりテレビの視聴が可能 になる人	—	字幕及び手話通訳付きの聴 覚障がい者用番組並びにテ レビ番組に字幕及び手話通 訳の映像を合成したものを 画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障がい者向け緊急信号を受信するもので、対象者が容易に使用し得るもの	88,900 円
				6 年
人工喉頭	身体障害者手帳を有し、喉 頭摘出により音声機能を消 失し、音声又は言語機能障 がいをも有する人	—	呼気によりゴム等の膜を振 動させ、ビニール等の管を 通じて音源を口腔内に導き 構音化するもの	5,000円 (注2)
			顎下部等にあてた電動板を 振動させ経皮的に音源を口 腔内に導き構音化するもの	4 年
点字図書	視覚障がいを有し、主に点 字によって情報を入手して いる人	—	点字の図書であって、月刊 や週間で発行される雑誌類 を除いたもの	70,100 円
				5 年
視覚障がい者 用音声 I C タ グレコーダー	視覚障がい 2 級以上の人	学齢児 以上	I C タグに登録した音声内 容を専用機により読み上げ る機能を有するものであ って対象者が安易に使用し 得るもの	—
				— (注3)
暗所視支援眼 鏡	視覚障がいを有し、医師が 必要性を認めたもの	学齢児 以上	対象者が容易に使用し得る もの	59,800円
	難病患者等で医師が必要 性を認めたもの			6 年
ストーマ装具	直腸又はぼうこう機能障 がいをも有し、ストーマを 造設している人	—	低刺激性の粘膜剤を使用し た密封型又は下部開放型の 収納袋（ストーマ用品を含 む。）及び洗腸用具	395,000円
				8 年
				(蓄便袋) 8,900 円
				— (注4) (注5)
				(蓄尿袋) 11,700 円
				— (注4) (注5)

紙おむつ等	直腸又はぼうこう機能障がい を有し、ストーマ周辺の 著しい皮膚のびらん又はス トーマの変形によりスト ーマ装具が装着できない人	3歳 以上	紙おむつ、洗腸用具、ガー ゼ、サラシ等衛生用品	12,000 円
	直腸又はぼうこう機能障がい を有し、先天性疾患（先天 性鎖肛の場合は肛門形成術 後）に起因する高度の排尿 又は排便機能障がいがある 人			—（注4）
	上下肢又は体幹機能障がい を有し、概ね 3 歳未満で発 症した脳原性運動機能障がい により排尿又は排便の意 思表示が困難な人で、医師 が必要性を認めたもの			
	療育手帳を有し、障がいの 程度がA1、A2 又はA3 で 医師が必要性を認めたもの			
収尿器	身体障害者手帳を有し、高 度の排尿機能障がいにより 排尿の調節ができない人	—	採尿器と蓄尿袋で構成さ れ、尿の逆流装置を有する もの	(男性用) 7,700 円
				1 年
				(女性用) 8,500 円
				1 年
居宅生活動作 補助用具	下肢、体幹機能障がい又は 乳幼児期以前の非進行性の 脳病変による運動機能障がい （移動機能障がいに限る。） を有し、障がい等級が 3級以上の人。ただし、特殊 便器への取替えをする場合 は、上肢機能障がい2級以 上の人とする。	—	対象者の移動等を円滑にする 用具で設置に小規模な住 宅改修を伴うもの （手すりの取付け、段差の 解消、滑り防止及び移動の 円滑化等のための床又は通 路面の材料の変更、引き戸 等への扉の取替え、その他 これらに付帯して必要とな る住宅改修）	200,000 円
	難病患者等で下肢又は体幹 機能に障がいのある人。た だし、特殊便器への取り換 えをする場合は、難病患者 等で上肢機能に障がいのある 人とする。			—

注 1 基準額はオーダーメイドによる製品に適用するものとし、レディメイドによる製品については、価格欄の額の 80% の範囲内の額とする。

注 2 気管カニューレ付とした場合は、3,100 円増しとする。

注 3 点字図書に係る日常生活用具費の支給は、年間 6 タイトル又は 24 巻を限度とする。ただし、辞書等一括して購入しなければならないものを除く。

注 4 ストーマ装具及び紙おむつ等に係る基準額は月額とする。

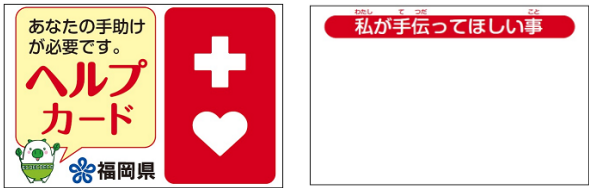
注 5 2 孔増設の場合、1 孔につき 1 ヶ月分の上限額とする。

事業名	内 容	お問い合わせ 申し込み
軽度・中等度 難聴児補聴器 購入費助成	身体障害者手帳の対象とならない軽度・中等度難聴児の言語の習得、教育などにおける健全な発達を支援するため、補聴器の購入費を助成します。 ※ 事前の申請が必要です。 【対象者】 ● 筑紫野市内に住所を有すること ● 18 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日までの間にあること ● 原則として両耳とも聴力レベルが 30 デシベル以上 70 デシベル未満で、身体障害者手帳の交付とならないこと 【助成額】 原則として補聴器の購入費用の 3 分の 2 ※ 補聴器の種類ごとに助成額の上限があります	
小児慢性特定 疾病児童等 日常生活用具 給付事業	小児慢性特定疾病児童等の日常生活の便宜を図るため、さまざまな用具を給付します。事前の申請が必要です。 ※ 児童福祉法および身体障害者福祉法による施策の対象となる人は対象外です。 ※ 給付の種目等詳しくは窓口でお問い合わせください。	筑紫野市生活福祉課 障がい者福祉担当 筑紫野市石崎 1-1-1 ☎092-923-1111 Fax092-923-5230
意思疎通 支援事業	聴覚や言語機能の障がいのため意思疎通を図ることが困難な人に対し、手話通訳者を派遣し意思疎通の支援をおこないます。 ○市役所内に手話通訳者を設置しています。 設置場所：生活福祉課（1F 4番窓口） ○登録手話通訳者の派遣 公的機関や医療機関とのやり取りなど、手話通訳が必要な場合に手話通訳者を派遣します。 【対象者】 ● 筑紫野市内に住所を有すること ● 聴覚・言語機能障がいのある人 ※ 派遣を受けるには利用登録が必要です。	

事業名	内 容	お問い合わせ 申し込み
入浴サービス	入浴設備を備えた移動入浴車を、居宅で入浴することが困難な身体障がい者等の自宅に派遣し、入浴させるための制度です。 【負担額】 原則 1 月あたり 10 回を限度とし、1 回あたり 1,000 円となります。	筑紫野市生活福祉課 障がい者福祉担当 筑紫野市石崎 1-1-1 ☎092-923-1111 Fax092-923-5230
「食」の自立 支 援 事 業	自立した食生活を営む事が困難で、訪問による安否確認、または声かけなどによる地域での見守りを必要とする障がいのある人などの自宅に、栄養のバランスのとれた食事を宅配します。夕食のみで、個人負担は1食 460 円です。 【対象世帯】 ●単身世帯の人 ●障がい者のみの世帯の人 ●高齢者のみの世帯の人	
医療的ケア児 等 在 宅 レ ス パ イ ト 事 業	在宅の医療的ケア児等の看護や介護を行う家族の負担軽減のため、医療保険の適用外となる訪問看護のレスパイト利用に係る費用の一部を助成します。 【対象者】 ●在宅の医療的ケア児等の家族 ※ 訪問看護の利用等の条件があります。 【助成額・自己負担額】 30分あたり3,750円 上記助成額のうち、1割が自己負担となります。	
緊急通報装置	ひとり暮らしの高齢者や心身障がい者に緊急通報装置を貸与し、急病や災害時などの緊急事態が発生した時に 24 時間体制で素早く対応します。 【対象者】 ●おおむね 65 歳以上のひとり暮らしの高齢者 ●ひとり暮らしの重度身体障がい者 【負担額】 利用者世帯の所得状況によって負担があります。	
声 の 広 報 配 布	視覚障がいにより「広報ちくしの」を読むことができず、家庭に代わりに読んでくれる人がいない人に対し、「広報ちくしの」の内容を CD に録音し無償で配布しています。 【対象者】 身体障害者手帳 1・2 級の視覚障がい者	

事業名	内 容	お問い合わせ 申し込み
点字ふくおかの配布	福岡県の広報誌「グラフふくおか」の点字版を発行しています。	福岡県県民情報広報課 福岡市博多区東公園 7-7 ☎ 092-643-3102
点字図書 および 録音図書の貸出	福岡点字図書館では、点字図書及び録音図書（録音テープ）の貸出サービスを行っています。	福岡点字図書館 春日市原町 3-1-7 クローバープラザ 3F ☎ 092-584-3590 Fax 092-584-1101
字幕・手話入りビデオの貸出	聴覚障がい者向けの字幕・手話付きビデオカセットテープ（テレビ番組や映画や文化講演の収録、福祉活動など）を貸し出しサービスを行っています。送料は、実費となります。	福岡県聴覚障害者センター 春日市原町 3-1-7 クローバープラザ 3F ☎ 092-582-2414 Fax 092-582-2419
盲導犬の貸与	盲導犬協会では、視覚障がい者の日常生活の安全と社会復帰のために盲導犬を無料で貸与しています。 【対象者】18 歳以上の視覚障がい者 （身体障害者手帳 1 級または 2 級）	(財)九州盲導犬協会 糸島市東 702 番地 1 ☎ 092-324-3169 Fax 092-324-3386
介助犬の貸与	日本介助犬協会では、手や足に障がいのある人の日常生活動作を手助けるとともに、使用者の精神的な支えになる介助犬を無料で貸与しています。 【対象者】 身体障害者手帳を持っている、原則 18 歳から 65 歳までの人	社福) 日本介助犬協会 神奈川県横浜市港北区 新横浜 2-5-9 新横浜フジカビル 3F ☎ 045-476-9005 FAX 045-476-9006
聴導犬の貸与	日本聴導犬推進協会では、聴覚に障がいのある人の自立した生活を手助けするために聴導犬を貸与しています。 【対象者】18 歳以上の聴覚障がい者	公益社団法人 日本聴導犬推進協会 ☎ 049-262-2333 Fax 049-262-2543

事業名	内 容	お問い合わせ 申し込み
電話リレーサービス	聴覚や発話に困難がある人と聞こえる人を、通訳オペレーターが手話・文字と音声とを通訳することにより、24 時間 365 日、電話で双方向につなぐサービスです。 利用を希望する聴覚や発話に困難がある人は、事前に利用登録が必要です。	一般財団法人日本財団 電話リレーサービス ☎ 0120-528-071 受付時間(年末年始除く) 午前 9 時半～午後 5 時 Fax 03-6275-0913 メール/文字チャット/ ビデオ通話： https://www.nftrs.or.jp/contact
文字表示電話サービス 「ヨメテル」	通話相手の音声を最新の AI や文字入力オペレーターが文字におこし、電話で相手先の声が聞こえにくい人の電話でのコミュニケーションをスムーズにするサービスです。24 時間・365 日、双方向での利用、緊急通報機関への連絡ができます。 利用を希望する人は事前に利用登録が必要です。(電話リレーサービスとは別に登録が必要です。)	ヨメテル・カスタマーセンター 受付時間(年末年始除く) 午前 9 時半～午後 5 時 ☎0120-328-123 メール/文字チャット/ ビデオ通話： https://www.yometel.jp/contact
車いすの貸し出し	生活福祉課では体の不自由な人に短期(1 週間程度)の貸し出しを行っています。 また、社会福祉協議会では、体の不自由な人で、退院やその他の理由で車いすが一時的に必要な場合に貸出を行っています。貸出は無料です。	筑紫野市生活福祉課 障がい者福祉担当 筑紫野市石崎 1-1-1 ☎ 092-923-1111 Fax092-923-5230 筑紫野市社会福祉協議会 筑紫野市岡田 3-11-1 総合保健福祉センター 「カミーリヤ」内 ☎ 092-920-8008 Fax092-920-8033
ヘルプカード ヘルプマーク の 配 布	福岡県では、障がいのある人、認知症のある人、妊娠している人など、「外見では不自由や障がいに気づかれにくい人」、「コミュニケーションがうまくできず、なかなか伝えられない人」が、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせるため、ヘルプカード・ヘルプマークを配布しています。	【窓口】 ・筑紫野市生活福祉課 障がい者福祉担当 筑紫野市石崎 1-1-1 ☎092-923-1111 ・福岡県障がい福祉課 福岡市博多区東公園 7-7

	●ヘルプカード（カード型）  ●ヘルプマーク（ストラップ型）  ※ ヘルプマーク申込書に記載いただき、一人1個まで配布しています。	☎092-643-3264 筑紫保健福祉環境事務所 社会福祉課 大野城市白木原 3-5-25 筑紫総合庁舎内 ☎092-513-5626 【郵送の場合】 福岡県福祉労働部 障がい福祉課 社会参加係 宛 〒818-8577 福岡市博多区東公園 7-7
--	--	--

事業名	内 容		
成年後見制	成年後見制度とは、知的障がい、精神障がい、認知症などの理由で判断能力の不十分な人を保護し、支援する制度です。 様々な機関の窓口で相談が行われています。		
	窓口	内容	問い合わせ先
	福岡家庭裁判所 (後見センター)	後見の申し立て手続き及びその相談	☎ 092-981-9606
	筑紫野市生活福祉課 (筑紫野市障がい者基幹相談支援センター)	成年後見制度利用支援事業及び市長申し立て等に関する相談	☎ 092-923-1111 Fax 092-923-5230
	筑紫公証役場	任意後見契約（公正証書作成）及びその相談（無料） 9:00～17:00(土日祝日除く) 第3土曜日 9:00～17:00 は公証役場にて無料相談可(要予約)	☎092-925-9755 Fax 092-925-2010
	高齢者・障害者総合支援センター「あいゆう」 (福岡県弁護士会)	成年後見制度などに関する法律 電話相談（無料） 10:00～16:00(土日祝日除く)	☎092-724-7709
	公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート福岡支部 (福岡県司法書士会)	成年後見制度全般に関する相談 電話相談（無料）：毎週月～金曜日 13:00～15:00 面談相談（1 時間 5,000 円）：毎週水曜日 13:00～15:00	電話相談は、 ☎092-738-7050 面談の予約は、 ☎092-738-1666
	権利擁護センターぱあとなあ福岡 (福岡県社会福祉士会)	成年後見制度の電話相談（無料） 9:30～17:00(土日祝日除く)	☎092-483-2944
	NPO 法人高齢者・障害者安心サポートネット筑紫出張所	弁護士をはじめ多種多様な専門家と市民後見人によるネットワークを構成 成年後見、財産管理等の相談（無料）：毎週火・金曜日 10:00～15:00	☎・Fax とともに 092-921-2130
	公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター福岡県支部（コスモスふくおか）	行政書士による成年後見制度の相談（無料相談会を開催） 10:00～16:00(土日祝日除く)	☎092-641-2501

障がい福祉サービス

●障害者総合支援法によるもの

事業名	内 容	分類
居宅介護	自宅で入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行います。	介護給付
重度訪問介護	重度の肢体不自由または重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。	
行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者で常に介護を必要とする人に、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。	
同行援護	外出時において、視覚障がいにより移動に著しい困難がある人に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の便宜を図ります。	
重度障害者等包括支援	介護の必要性が非常に高い人に、居宅介護等の複数のサービスを包括的に提供します。	
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気などの理由により、介護ができない場合に、障がい者支援施設などに短期間の入所をさせて、施設で入浴、排泄、食事の介護などの支援を行います。	
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。	
生活介護	障がい者支援施設などで、常に介護を必要とする人に昼間に入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。	
施設入所支援 (障がい者支援施設での夜間ケア等)	施設に入所する人に、夜間や休日に入浴、排泄、食事の介護等を行います。	
自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活が出来るよう、一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行います。	訓練等給付
宿泊型自立訓練	居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。	
就労移行支援	一般企業への就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	
就労選択支援	障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します	

就労定着支援	就労移行支援等を利用し、一般就労に移行した障がい者の就労の継続を図るため、企業、事業所、家族などとの連絡調整を行い、就労に伴い生じる生活上の問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を一定の期間にわたり行います。	
就労継続支援 (A 型＝雇用型、 B 型＝非雇用型)	一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	
自立生活援助	居宅において単身等で生活する人で、定期的な巡回訪問又は随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題を把握し、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むために必要な援助を行います。	
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日に共同生活を行う住居で、相談、入浴や排泄、食事の介護等その他の必要な日常生活上の援助を行います。	
移動支援	外出時における移動の支援や介護を行うことにより、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等社会参加のための外出が円滑にできるよう支援します。	地域生活 支援事業
日中一時支援	日中に施設で排泄、食事の介護等を行います。	

●児童福祉法によるもの

事 業 名	内 容	分類
児童発達支援	未就学の障がい児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適法訓練などの支援を行います。	障がい児 通所給付
医療型児童発達支援	未就学の障がい児に児童発達支援と同様の訓練及び治療を行います。	
放課後等デイサービス	就学中の障がい児に、授業終了後や休校日に生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行います。	
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。	
居宅訪問型児童発達支援	医療的ケア児等であって、外出が著しく困難な障がい児に対し、居宅を訪問して発達支援を行います。	
お問い合わせ・申し込み		
筑紫野市生活福祉課障がい者福祉担当 筑紫野市石崎 1-1-1 ☎ 092-923-1111		

住 宅

事業名	内 容	お問い合わせ 申し込み
公 営 住 宅 の 入 居	市営住宅や県営住宅などの公営住宅は原則として単身では入居できませんが、①身体障害者手帳の障がい等級が1級～4級の人、②精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人、③療育手帳の交付を受けている人のうち、単独で日常生活を営むことができる人は、単身でも申込みをすることができます。 また、下記に該当する世帯は収入基準が緩和されます。 ●身体障がい（1級から4級）のある人がいる世帯 ●精神障がい（1、2級程度）のある人がいる世帯 ●知的障がい（重度または中度程度）のある人がいる世帯 ※ ただし、優先制度ではありません。	市営住宅については、「広報ちくしの」及び市HPで募集のお知らせをします。 筑紫野市管財課 管財担当 ☎ 092-923-1111 福岡県住宅供給公社 福岡市中央区天神 5-3-1-3F ☎092-781-8029 （県営住宅管理部管理課） ☎092-713-1683 （福岡管理事務所）
住 宅 改 造 費 の 助 成 （ す み よ か 事 業 ）	介助を必要とする障がい者が生活しやすいように住宅を改造する場合、その費用の全部または一部を助成する制度です。 ※ 事前の申請が必要です。 【対象者】 市内に居住し、住民基本台帳に記録されている市民税および所得税が非課税の世帯（別世帯も含む）で、次のいずれかに該当する人 ●身体障害者手帳 1・2級または療育手帳Aの人 ●補装具の車いす等の支給を受けている人 ※介護保険対象者は介護保険が優先となります 【助成対象工事】 玄関、廊下、階段、居室、便所、洗面所、台所、お風呂など在宅の障がい者が利用する部分に関する改造工事 【助成額】 30万円を限度に助成 ※ 原則 1つの住宅につき 1回限り	筑紫野市生活福祉課 障がい者福祉担当 筑紫野市石崎 1-1-1 ☎ 092-923-1111 Fax092-923-5230

自動車・交通

事業名	内 容	お問い合わせ 申し込み
自動車運転 免許取得費 の 助 成	身体障がい者が運転免許を取得する際に、自動車学校での学習基本課程までの費用の一部を助成するものです。 なお、条件として年度内（3月31日まで）の免許取得が条件となり、年度を過ぎると補助ができなくなります。 【対象者】 身体障害者手帳において1級から4級の認定を受け、その障がい下記に該当する人 ● 肢体不自由 ● 聴覚、音声、言語及びそしゃく機能の障がい ● 内部障がい（心臓機能障がいは除く） 【助成額】 100,000円を限度として助成	筑紫野市生活福祉課 障がい者福祉担当 筑紫野市石崎 1-1-1 ☎092-923-1111 Fax092-923-5230
自動車改造 費 の 助 成	身体障害者手帳の交付を受けた人が、自らが所有し運転する自動車を改造する場合に、その改造費を助成しています。 なお、所得額により助成対象にならない場合があります。 ※ 必ず改造を行う前に申請してください 【助成限度額】 100,000円 【申請に必要なもの】 ① 申請書、同意書（市生活福祉課にあります） ② 印鑑 ③ 改造箇所がわかる写真及び見積書 ④ 運転免許証及び車検証の写し	

事 業 名	内 容	お問い合わせ 申し込み																												
駐 車 禁 止 規 制 除 外 措 置	身体障がい者などの使用する自動車は、公安委員会から駐車禁止除外指定車標章の交付を受けると、駐車禁止の場所でも他の交通の妨げにならない限り駐車できます。（ただし、法定の駐車禁止場所、駐停車禁止場所などは除きます。）	筑紫野警察署 交通課 筑紫野市上古賀 1-1-1 ☎092-929-0110 【申請場所】 住民票のある自治体を管轄している警察署																												
	【対象者】																													
	<table><tr><th>障がいの種類など</th><th>障がいの程度</th></tr><tr><td>視覚障がい</td><td>1～3 級、4 級の 1</td></tr><tr><td>聴覚障がい</td><td>2、3 級</td></tr><tr><td>平衡機能障がい</td><td>3 級</td></tr><tr><td>上肢不自由</td><td>1 級、2 級の 1 および 2 級の 2</td></tr><tr><td>下肢不自由</td><td>1～4 級</td></tr><tr><td>体幹不自由</td><td>1～3 級</td></tr><tr><td>運動機能障がい（上肢機能） （一上肢のみに障がいがある場合は除く）</td><td>1、2 級</td></tr><tr><td>運動機能障がい（移動機能）</td><td>1～4 級</td></tr><tr><td>内部（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこうまたは直腸、小腸）機能障がい</td><td>1、3 級</td></tr><tr><td>免疫機能障がい</td><td>1～3 級</td></tr><tr><td>肝臓機能障がい</td><td>1～3 級</td></tr><tr><td>療育手帳</td><td>重度</td></tr><tr><td>精神障害者保健福祉手帳</td><td>1 級</td></tr></table>		障がいの種類など	障がいの程度	視覚障がい	1～3 級、4 級の 1	聴覚障がい	2、3 級	平衡機能障がい	3 級	上肢不自由	1 級、2 級の 1 および 2 級の 2	下肢不自由	1～4 級	体幹不自由	1～3 級	運動機能障がい（上肢機能） （一上肢のみに障がいがある場合は除く）	1、2 級	運動機能障がい（移動機能）	1～4 級	内部（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこうまたは直腸、小腸）機能障がい	1、3 級	免疫機能障がい	1～3 級	肝臓機能障がい	1～3 級	療育手帳	重度	精神障害者保健福祉手帳	1 級
	障がいの種類など		障がいの程度																											
	視覚障がい		1～3 級、4 級の 1																											
	聴覚障がい		2、3 級																											
	平衡機能障がい		3 級																											
	上肢不自由		1 級、2 級の 1 および 2 級の 2																											
	下肢不自由		1～4 級																											
	体幹不自由		1～3 級																											
	運動機能障がい（上肢機能） （一上肢のみに障がいがある場合は除く）		1、2 級																											
	運動機能障がい（移動機能）		1～4 級																											
	内部（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこうまたは直腸、小腸）機能障がい		1、3 級																											
	免疫機能障がい		1～3 級																											
	肝臓機能障がい		1～3 級																											
療育手帳	重度																													
精神障害者保健福祉手帳	1 級																													
※ 身体に障がいがある人などのうち、歩行が困難なことにより社会での日常生活が著しく制限されると公安委員会が認める人も対象となります。																														
【申請に必要なもの】																														
① 申請書（警察署にあります）																														
② 障がい者手帳のコピー 2部 （顔写真、等級、障がい名がわかるページが必要）																														
③ 住民票 2部（発行日から3か月以内のもの） ※③は原本1部、コピー1部可 ※警察署で②、③のコピーはできません。																														
【代理人が申請する場合は追加で必要】																														
④ 申請者との続柄が確認できるもの、又は委任状等																														

事業名	内 容	お問い合わせ 申し込み
福祉車両 の貸出	筑紫野市社会福祉協議会では、歩行が著しく困難な人、車いすの人を病院などに送迎することが、公共交通機関では困難な人のために、車いすのまま乗車できる車両の貸出を行っています。 【貸出期間】 最大２泊３日まで（予約制です）。	筑紫野市社会福祉協議会 筑紫野市岡田 3-11-1 総合保健福祉センター 「カミーリヤ」内 ☎092-920-8008



事業名	内 容	お問い合わせ 申し込み	
ふくおか・まごころ 駐 車 場	障がいのある人や高齢の人、妊産婦の人など、車の乗り降りや移動に配慮の必要な人が、公共施設、店舗などの障がい者専用の駐車場などに車をとめ、安全かつ安心して施設を利用できるように支援する制度です。	【窓口】 〈障がい者・ 難病患者・けが人〉 生活福祉課 障がい者福祉担当	
	【対象者】	〈高齢者〉 高齢者支援課	
	●身体障がい者	〈妊産婦〉 こども家庭課 こども健康担当	
	視覚障がい	筑紫野市役所 筑紫野市石崎 1-1-1 ☎092-923-1111	
	聴覚障がい	〈全種対応〉 筑紫保健福祉環境事務所 社会福祉課	
	平衡機能障がい	大野城市白木原 3-5-25 筑紫総合庁舎内 ☎092-513-5626	
	肢 体 不 自 由	上肢	2 級以上
	下肢	6 級以上	
	体幹	5 級以上	
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	上肢機能	2 級以上
移動機能	6 級以上		
心臓機能障がい	4 級以上	【郵送の場合】 福岡県福祉労働部 障がい福祉課 社会参加係 宛 〒 818-8577 福岡市博多区東公園 7-7 ☎092-643-3264	
じん臓機能障がい			
呼吸器機能障がい			
ぼうこうまたは直腸機能障がい			
小腸機能障がい			
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい			
肝臓機能障がい	【電子申請】 ふくおか電子申請サービス https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/SdJuminWeb/LinkGate.harp		
●知的障がい者			
：療育手帳Aの人			
●精神障がい者			
：精神障害者保健福祉手帳 1 級の人			
●難病患者			
：特定医療費（指定難病）受給者、特定疾患医療受給者または小児慢性特定疾患医療受給者			
●高齢者			
：介護保険の要介護状態区分「要介護 1」以上			
●妊産婦			
●けがをされた人も、身分証明書（免許証など）および診断書の提出により交付されることがあります。詳細は問い合わせください。			

有料道路通行料金の割引

内 容			お問い合わせ 申し込み
区分	対象者	割引	
障がい者本人が運転される場合	身体障害者手帳の交付を受けている人	5 割引	
本人以外の方が運転し、障がい者本人が同乗する場合	身体障害者手帳または療育手帳に「第1種」と記載されている人		
【新規で申請するときに必要なもの】			
・身体障害者手帳または療育手帳 ・車検証			
・ご本人の運転免許証（ご本人が運転される場合）			
※ETC利用での割引を希望する場合			
・車載器の管理番号が分かる書類（セットアップ証明書など）			
・本人名義のETCカード（障がい者が20歳未満の場合保護者名義可）			
【登録できる自動車】一人につき1台 （障がい者ご本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等が所有する、個人名義のもの）			
※ 上記の人が自動車を所有していないときは、ご本人を継続して日常的に介護している人の自動車も対象となります。 （第1種の人のみ、借用自動車は対象外）			
※ 自家用車以外（営業車、レンタカー等）は登録できません。			
※ 自家用車であっても用途等により対象外となる場合（軽トラック等）がありますので、詳細についてはお尋ねください。			
【有効期限】 申請した日からその後の2回目の誕生日まで、継続利用には更新申請が必要です（有効期限の2ヵ月前から更新手続きができます。）。			
【利用方法】 〈料金所で利用する場合〉 料金所で手帳に貼付されているシールを係員へ呈示してください。 ※ 登録していない自動車（レンタカー、代車等）も割引利用可能ですが、ETCの利用はできません。 〈ETC無線通行を利用する場合〉 登録されたETCカードを、あわせて登録されたETC車載器に挿入し、ETCレーンを無線通行してください。			
			【窓口】 筑紫野市生活福祉課 障がい者福祉担当 筑紫野市石崎 1-1-1 ☎092-923-1111 ※ETC 利用での割引を希望する人はオンラインで申請ができます。 https://www.expressway-discount.jp 【お問合せ先】 西日本高速道路（株） ☎0120-924-863 または 06-6876-9031

タクシー料金の割引・助成

事業名	内 容	お問い合わせ 申し込み
タクシー料金の割引	身体障がい者および知的障がい者、精神障がい者がタクシーを利用した場合に、手帳を提示することにより料金の一割が割り引きとなります。 ※ 精神障がい者については、福岡市タクシー協会に加盟している各タクシー会社、その他申請の届を行っている会社のみとなります。	ご利用される タクシー会社
福祉タクシー 料金助成	筑紫野市内に居住の在宅の重度障がい者等に対し、タクシー料金の一部を助成する利用券を交付しています。 (入院中の人・施設入所中の人とは交付対象外です。) ※ 利用できるタクシー会社が決まっていますので、詳しくはお尋ねください。 【対象者】 ●身体障害者手帳の交付を受けている人で、 *視覚障がい 1 級・2 級 *肢体不自由（下肢・体幹）1 級・2 級 *肢体不自由（下肢・体幹）または平衡機能障がい 3 級以下で、他の障がいとの重複により総合等級が 1 級・2 級 *心臓またはじん臓機能障がい 1 級 *呼吸器機能障がい 1 級 *ぼうこうまたは直腸機能障がい 1 級 *小腸機能障がい 1 級 *免疫機能障がい 1 級・2 級 *肝臓機能障がい 1 級・2 級 ●療育手帳 A 判定の人 ●精神障害者保健福祉手帳 1 級の人 【助成額】 1 枚あたり 500 円 ※ 1 乗車につき 2 枚まで利用できますが、乗車料金が 1,000 円に満たない場合は 1 枚のみ利用可能です。 【交付枚数】 年間 66 枚 【申請に必要なもの】 障がい者手帳 * 広報「ちくしの」で交付開始時期等をお知らせします。	筑紫野市生活福祉課 障がい者福祉担当 筑紫野市石崎 1-1-1 ☎092-923-1111 Fax092-923-5230

JRの運賃割引

●鉄道

種別	割引対象	乗車券種別	割引率	注 意 事 項
第一種	本人単独	普通乗車券	5 割引	・片道 101km 以上利用の場合に限る
	本人と 介護者同伴	普通乗車券 回数乗車券 普通急行券 (特急券を除く) 定期乗車券	本人・ 介護者 ともに 5 割引	・距離の制限はなし ・介護者は 1 人のみ割引適用 ・小児定期は割引適用なし ・介護者が通学定期の資格を有する場合も通勤定期となる ・本人と介護者は、同一種類・区間の乗車券類を同時に購入となる
第二種	本人単独	普通乗車券	5 割引	片道 101km 以上利用の場合に限る
	本人(12 歳 未満に限る) と介護者同伴	定期乗車券	本人・ 介護者 ともに 5 割引	・距離の制限はなし ・介護者は 1 人のみ割引適用 ・小児定期は割引適用なし ・介護者が通学定期の資格を有する場合も通勤定期となる ・本人と介護者は、同一種類・区間の乗車券類を同時に購入となる

●一般路線バス

種別	割 引 対 象	割 引 率	注 意 事 項
身体・知的 第 1 種、第 2 種 精神 1 級・2 級	本人(介護者同伴 の場合は介護者を 含む)	普通運賃の 5 割引 (10 円未満は四捨 五入)	・介護者の割引適用は、同便かつ 同区間の利用に限る ・介護者は 1 人のみ割引適用
精神 3 級	本人		

●高速バス(精神障がい者割引はフェニックス号、桜島号のみ対象)

等級	割 引 対 象	割 引	注 意 事 項
第 1 種	本人(介護者同伴 の場合は介護者を 含む)	普通運賃の 5 割引 (10 円未満は四捨五 入)	・介護者の割引適用は、同便かつ 同区間の利用に限る ・介護者は 1 人のみ割引適用
第 2 種	本人		

※ 精神保健福祉手帳 1 級の方は第 1 種、精神保健福祉手帳 2 級・3 級の方は第 2 種となります

※ 本人確認が必要ですので、駅みどりの窓口かバスチケットセンター、旅行代理店でのご購入となります。

※ 係員から請求があれば、身体障害者手帳または療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をご提示下さい。ご乗車の際は、手帳を携帯していただきますようお願いいたします。

※ 介護者の運賃割引については、運行会社において介護者を必要と認める場合に限りです。

【本制度に関するお問合せ】

JR 各駅窓口、または電話案内センター(TEL: 0570-04-1717) 9:00~17:30

西鉄電車・バスの運賃割引

鉄 道	種別	対象者の別		普通乗車券 回数乗車券	定期乗車券
	第一種 身体・知的・精神障がい者	大人	本人 介護者	5 割引	5 割引 大人通勤に限り 5 割引
道	第二種 身体・知的・精神障がい者	子ども	本人 介護者		— 大人通勤に限り 5 割引
			本人 介護者	5 割引 —	—
		子ども	本人 介護者	5 割引 —	— 大人通勤に限り 5 割引
			本人 介護者	—	—

※ こどもは、12 歳未満。

※ きっぷをお求めの際は、本人確認が必要です。身体障害者手帳または療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をご提示下さい。

※ 自動券売機でお求めの際は、割引ボタンを押して下さい。係員が本人確認を行います。（駅員無配置駅ではご購入できません。）

※ 係員から請求があれば、身体障害者手帳または療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をご提示下さい。ご乗車の際は、手帳を携帯していただきますようお願いいたします。

※ 介護者の運賃割引については、運行会社において介護者を必要と認める場合に限りです。

バ ス	種別	対象者の別		ＩＣカード 普通乗車券 現金	定期券
	第一種 身体・知的・精神障がい者	大人	本人 介護者	5 割引	5 割引 通勤定期券の 5 割引
ス	第二種 身体・知的・精神障がい者	子ども	本人 介護者		— 通勤定期券の 5 割引
			本人 介護者	5 割引 —	5 割引 —
		子ども	本人 介護者	5 割引 —	— 通勤定期券の 5 割引
			本人 介護者	—	—

※ こどもは、12 歳未満。

※ 係員から請求があれば、身体障害者手帳または療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をご提示下さい。ご乗車の際は、手帳を携帯していただきますようお願いいたします。

※ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人については、高速バスは一部のみ対象路線。

※ 身体障がい者が 6 才未満の場合、身体障がい者の乗車券（現金乗車を含む）を購入（使用）する時に限り、介護者の人についても割引が適用できます。

※ 介護者の運賃割引については、運行会社において介護者を必要と認める場合に限りです。

【西日本鉄道株式会社による割引制度に関するお問合せ】

西鉄各駅、または西鉄お客様センター（TEL：050-3616-2150） 8：00～20：00（年中無休）

福岡市地下鉄の運賃割引

割 引 対 象	割 引	注 意 事 項
身体障害者手帳 1～3 級 療育手帳 A 精神障害者保健福祉手帳 1 級	本人・介護者とも 5 割引 (小児は小児料金から 5 割引)	- 乗車券購入時や改札通過時に身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の提示を求められることがあります - 介護者の運賃割引については、運行会社において介護者を必要と認める場合に限り
身体障害者手帳 4～6 級 療育手帳 B 精神障害者保健福祉手帳 2, 3 級	本人のみ 5 割引 (小児は小児料金から 5 割引)	

【本制度に関するお問合せ】

福岡市地下鉄各駅、またはお客様サービスセンター（TEL：092-734-7800）

8：00～20：00（年中無休）

（交通運賃の割引制度に関するおことわり）

交通運賃の割引については、各運行会社の定めに基づき実施されています。割引率に関わらない最低運賃の規定や、幼児・乳児が利用する際の割引規定など、詳細については各駅・バスセンター等の窓口や乗務員に確認してください。また、本ガイドブックでは、筑紫野市内にお住まいの人が高い頻度で利用すると考えられる交通機関について抜粋して取り上げ、紹介しています。本ガイドブックに記載されていない交通機関においても運賃割引が実施されている場合がありますので、ご利用の際に、窓口や乗務員にお尋ねください。

船の割引

おおむね第一種身体・知的障がい者については、本人および介護者の運賃が半額、第二種身体・知的障がい者については、本人の運賃が半額です。また、精神障がい者に対する割引制度を導入している会社もあります。ただし、それぞれの会社で取扱いが異なりますので、詳しくは各会社へお問い合わせください。

航空機の割引

身体障害者手帳や療育手帳を、航空券の購入および搭乗手続きの際などに提示されると、本人や介護者について割引が適用されます。また、障がい者割引の適用が精神障がい者まで拡大されている航空会社もあります。割引率や対象者など、各社によって異なりますので、詳しくは各会社へお問い合わせください。

税金・公共料金・郵便など

種 類	内 容	手続き・窓口												
所 得 税	本人、配偶者または扶養親族が下記の手帳を所持している場合、控除を受けることができます。	筑紫税務署 筑紫野市針摺西 1 丁目 1 番 8 号 ☎092-923-1400												
	<table><tr><th>控除</th><th>対象者</th><th>控除額</th></tr><tr><td>障 害 者 控 除</td><td>身体障害者手帳 3～6 級 療育手帳「B」 精神障害者保健福祉手帳 2・3 級</td><td>27 万円</td></tr><tr><td>特 別 障 害 者 控 除</td><td>身体障害者手帳 1・2 級 療育手帳「A」 精神障害者保健福祉手帳 1 級</td><td>40 万円</td></tr><tr><td>同 居 特 別 障 害 者 控 除</td><td>特別障害者に該当する配偶者もしくは扶養親族と常に同居している納税者</td><td>75 万円</td></tr></table>		控除	対象者	控除額	障 害 者 控 除	身体障害者手帳 3～6 級 療育手帳「B」 精神障害者保健福祉手帳 2・3 級	27 万円	特 別 障 害 者 控 除	身体障害者手帳 1・2 級 療育手帳「A」 精神障害者保健福祉手帳 1 級	40 万円	同 居 特 別 障 害 者 控 除	特別障害者に該当する配偶者もしくは扶養親族と常に同居している納税者	75 万円
	控除		対象者	控除額										
	障 害 者 控 除		身体障害者手帳 3～6 級 療育手帳「B」 精神障害者保健福祉手帳 2・3 級	27 万円										
	特 別 障 害 者 控 除		身体障害者手帳 1・2 級 療育手帳「A」 精神障害者保健福祉手帳 1 級	40 万円										
同 居 特 別 障 害 者 控 除	特別障害者に該当する配偶者もしくは扶養親族と常に同居している納税者	75 万円												
給与をもらっている人は勤務先に、年金をもらっている人は年金機構などに扶養親族申告書を提出します。														
それ以外の人 は 確定申告 が必要です。														
市 県 民 税	本人、配偶者または扶養親族が下記の手帳を所持している場合、控除を受けることができます。	筑紫野市税務課 市民税担当 筑紫野市石崎 1-1-1 ☎092-923-1111 (代表) 092-557-5228 (直通)												
	<table><tr><th>控除</th><th>対象者</th><th>控除額</th></tr><tr><td>障 害 者 控 除</td><td>身体障害者手帳 3～6 級 療育手帳「B」 精神障害者保健福祉手帳 2・3 級</td><td>26 万円</td></tr><tr><td>特 別 障 害 者 控 除</td><td>身体障害者手帳 1・2 級 療育手帳「A」 精神障害者保健福祉手帳 1 級</td><td>30 万円</td></tr><tr><td>同 居 特 別 障 害 者 控 除</td><td>特別障害者に該当する配偶者もしくは扶養親族と常に同居している納税者</td><td>53 万円</td></tr></table>		控除	対象者	控除額	障 害 者 控 除	身体障害者手帳 3～6 級 療育手帳「B」 精神障害者保健福祉手帳 2・3 級	26 万円	特 別 障 害 者 控 除	身体障害者手帳 1・2 級 療育手帳「A」 精神障害者保健福祉手帳 1 級	30 万円	同 居 特 別 障 害 者 控 除	特別障害者に該当する配偶者もしくは扶養親族と常に同居している納税者	53 万円
	控除		対象者	控除額										
	障 害 者 控 除		身体障害者手帳 3～6 級 療育手帳「B」 精神障害者保健福祉手帳 2・3 級	26 万円										
	特 別 障 害 者 控 除		身体障害者手帳 1・2 級 療育手帳「A」 精神障害者保健福祉手帳 1 級	30 万円										
同 居 特 別 障 害 者 控 除	特別障害者に該当する配偶者もしくは扶養親族と常に同居している納税者	53 万円												
給与をもらっている人は勤務先に、年金をもらっている人は年金機構などに扶養親族申告書を提出します。														
それ以外の人 で 確定申告 をしていない人は市役所で市県民税申告が必要です。														
特別障害者で一定の要件を満たす人は、納期限までに申請することで減免を受けることができます。														

種 類	内 容	手続き・窓口
相 続 税	85 歳未満の障がい者が相続により財産を取得した場合、その人が 85 歳に達するまでの年数 1 年につき下記の額が相続税より控除されます。 ●一般障害者…10 万円 ●特別障害者…20 万円 ※障がい者（一般・特別）の範囲は、所得税と同じです。 ※障害者控除の適用は法定相続人に限られます。	筑紫税務署 筑紫野市針摺西 1 丁目 1 番 8 号 ☎092-923-1400
贈 与 税	特定障害者（※）の生活費などに充てるために、一定の信託契約に基づいて特定障害者を受益者とする財産の信託があったときは、その信託受益権の価額のうち、特別障害者である特定障害者の人については 6,000 万円まで、特別障害者以外の特定障害者については 3,000 万円まで贈与税がかかりません。 ※ 特定障害者とは、 1. 特別障害者 2. 障がい者のうち精神に障がいがある人をいいます。	筑紫税務署 筑紫野市針摺西 1 丁目 1 番 8 号 ☎092-923-1400
事 業 税	重度の視覚障がい者（両眼の視力の和 0.06 以下）が営む「はり、きゅう、マッサージ」の事業の事業税については、非課税となります。	筑紫県税事務所 大野城市白木原 3-5-25 筑紫総合庁舎 4F ☎092-513-5574
少 額 貯 蓄 の 利 子 等 の 非 課 税	身体障害者手帳等の交付を受けている人、遺族基礎年金・寡婦年金などを受けている人（妻）等が受け取る一定の預貯金等の利子等について、非課税の適用を受けることができます。	筑紫税務署 筑紫野市針摺西 1 丁目 1 番 8 号 ☎092-923-1400 もしくは 各金融機関

種 類	内 容				手続き・窓口	
自動車税 ・ 軽自動車税	下記に示す障がい者本人が使用する自動車、または障がい者のために障がい者本人と生計を一にする者が使用する自動車について、自動車税及び軽自動車税の免除を受けることができます。				○自動車税 筑紫県税事務所 大野城市白木原 3-5-25 筑紫総合庁舎内 ☎092-513-5576 ○軽自動車税 筑紫野市税務課 市民税担当 筑紫野市石崎 1-1-1 ☎092-923-1111 (代表) 092-557-5228 (直通)	
	障がいの種類		障がい者本人が車 を所有しかつ障がい者本人が 運転する場合	家族が車を所 有し家族が運 転する場合な ど(左記以外)		
	視覚障がい	視力				1～4 級
		視野				2・3 級
	聴覚障がい		2・3 級			
	平衡機能障がい		3 級			
	音声・言語・そしゃく機能障がい					
	上肢不自由		1・2 級			
	下肢不自由		1～6 級	1～4 級		
	体幹不自由		1～3・5 級	1～3 級		
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい	上肢機能	1・2 級			
		移動機能	1～6 級	1～4 級		
	心臓機能障がい		1・3 級			
	じん臓機能障がい					
	呼吸器機能障がい					
	ぼうこう・直腸機能障がい					
	小腸機能障がい					
	免疫機能障がい		1～3 級			
	肝臓機能障がい					
	知的障がい		療育手帳 A1、A2、A3、B1			
精神障がい		精神障害者保健福祉手帳 1 級				

※ 自動車税については、上記の外に戦傷病者手帳所持者等についても対象になる場合がありますので、詳しくはそれぞれの窓口にお問い合わせください。

※ 普通自動車と軽自動車の両方を所有・使用している場合であっても減免を受けられるのは、1 人 1 台になります。また、減免車両の変更の際はそれぞれの窓口にお問い合わせください。

種 類	内 容	手続き・窓口						
NHK 受信料 の 減 免	次に掲げる人については、NHKへ免除申請書を提出すると受信料が免除されます。	【窓口】 筑紫野市生活福祉課 障がい者福祉担当 筑紫野市石崎 1-1-1 ☎ 092-923-1111 Fax092-923-5230 【お問い合わせ先】 NHK 福岡放送局 〒810-8577 福岡市中央区六本松 1-1-10 ☎ 092-715-7111						
	<table><tr><td></td><td>対象者</td></tr><tr><td>全額免除</td><td>身体・知的・精神障がい者がいる市町村民税非課税世帯</td></tr><tr><td>半額免除</td><td>世帯主がNHKとの契約者であり、下記のいずれかに該当する場合 ●視覚・聴覚障がい者 ●身体障害者手帳 1・2 級所持者 ●療育手帳A ●精神障害者保健福祉手帳 1 級所持者</td></tr></table>			対象者	全額免除	身体・知的・精神障がい者がいる市町村民税非課税世帯	半額免除	世帯主がNHKとの契約者であり、下記のいずれかに該当する場合 ●視覚・聴覚障がい者 ●身体障害者手帳 1・2 級所持者 ●療育手帳A ●精神障害者保健福祉手帳 1 級所持者
			対象者					
	全額免除		身体・知的・精神障がい者がいる市町村民税非課税世帯					
半額免除	世帯主がNHKとの契約者であり、下記のいずれかに該当する場合 ●視覚・聴覚障がい者 ●身体障害者手帳 1・2 級所持者 ●療育手帳A ●精神障害者保健福祉手帳 1 級所持者							
【申請に必要なもの】 ①免除申請書（市生活福祉課にあります） ②印鑑 ③身体障害者手帳または療育手帳、精神障害者保健福祉手帳 ※半額免除についてはインターネットで申請することも可能です。 https://www.nhk-cs.jp/jushinryo/exemption_list.html								
携 帯 電 話 使 用 料 の 割 引	身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を持っている人は、携帯電話の使用料などの割引が受けられます。	各携帯電話の取扱店						
文化・体育施設 の使用料減免	身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を持っている人が市営・公営の体育館、プール、野球場、劇場、美術館、博物館などの文化・体育施設を利用する場合、使用料が減免されることがあります。	使用する 文化・体育施設						

ふれあい案内 (NTT電話番号無料案内)	電話帳で相手方の電話番号を探すことが困難な視覚・上肢などの不自由な人、知的障がいや精神障がいのある人を対象に、無料で電話番号をご案内します。 (ご利用前には事前に登録が必要です) 【対象者】 ●身体障害者手帳をお持ちの人で *視覚に障がいがある人(1～6級) *上肢に障がいがある人(1、2級) *聴覚に障がいがある人(2、3、4、6級) *音声・言語機能又は そしゃく機能に障がいがある人(3、4級) ●療育手帳をお持ちの人 ●精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人	NTT西日本 ☎ 0120-104174 午前9時～午後 5 時 (土・日・祝日・年末年始を除く) Fax 0120-104134								
郵便による 不在者投票 制	選挙人で身体に重度の障がいがある人の投票については、自宅等に投票用紙を請求し、郵送によって行う方法があります。 【対象者】 <table><tr><th>障がいの種類</th><th>障がいの程度</th></tr><tr><td>両下肢、体幹、移動機能の障がい</td><td>1 級・2 級</td></tr><tr><td>心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸機能の障がい</td><td>1 級・3 級</td></tr><tr><td>免疫、肝臓機能の障がい</td><td>1～3 級</td></tr></table> ※あらかじめ郵便等投票証明書の交付を受ける必要があります。	障がいの種類	障がいの程度	両下肢、体幹、移動機能の障がい	1 級・2 級	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸機能の障がい	1 級・3 級	免疫、肝臓機能の障がい	1～3 級	筑紫野市 選挙管理委員会 事務局 筑紫野市石崎 1-1-1 ☎092-923-1111
障がいの種類	障がいの程度									
両下肢、体幹、移動機能の障がい	1 級・2 級									
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸機能の障がい	1 級・3 級									
免疫、肝臓機能の障がい	1～3 級									

青　　い　　鳥 は　が　き　の 配　　　　　布	日本郵便株式会社は、重度の身体障がい者または重度の知的障がい者で、受付期間内にご希望された人に「青い鳥郵便葉書」を無償で配布しています。 【対象者】 ●身体障害者手帳 1 級または 2 級の人 ●療育手帳 A の人 【配布葉書および枚数】 おひとりにつき次の葉書からいずれか 1 種類を 20 枚 ・通常郵便葉書（無地、インクジェット紙またはくぼみ入り） 【申し込み方法】 身体障害者手帳または療育手帳を持参のうえ、「青い鳥郵便葉書配布申込書」に必要事項を記入し、最寄りの郵便局に申し込んでください。 郵送でも申し込みも可能です。 ※ 受付期間および配布期間には一定の期間がもうけられていますので、詳しくは郵便局にお問い合わせください。	最寄りの郵便局
-------------------------------	---	---------

防 災

事 業 名	内 容	お問い合わせ 申し込み
災害時等要援 護者支援制度	高齢者、障がい者などの支援を必要とする人で、市へ登録の申し出をする人に対し、日頃の見守り活動などを行うことにより、災害が発生したときに地域の共助による支援を可能な範囲で行うための制度です。 台帳に登録することにより、災害時の安否確認などに役立てます。 【対象者】 ・ 75 歳以上の高齢者 ・ 要介護・要支援の認定を受けている人 ・ 療育手帳（知的障がい）A1～A3 の人 ・ 身体障害者手帳 1 級・2 級の人 ・ 精神障害者保健福祉手帳 1 級・2 級の人 ・ その他災害が発生したときに避難のために支援が必要な人	筑紫野市 生活福祉課 高齢者支援課 危機管理課 筑紫野市石崎 1-1-1 ☎ 092-923-1111 Fax092-923-5230
NET119 緊急通報 システム	NET119は聴覚や発話等の障がいにより、音声での緊急通報が困難な人を対象としたスマートフォンや携帯電話を使って消防へ緊急通報できるサービスです。 【対象者】 聴覚、音声、言語、そしゃく機能などの障がいにより、音声での緊急通報が困難な人が対象です。 ※身体障害者手帳の交付を受けていない人でも登録することができます。	筑紫野太宰府消防本部 指令課 太宰府市観世音寺 2-19-19 ☎092-922-5164 Fax092-922-5121

事業名	内 容	お問い合わせ 申し込み
テ レ フォ ン サ ー ビ ス	テレフォンサービスは、国民保護に関する情報（テロ、ミサイル）等の緊急情報及び、筑紫野市からの防災情報・避難情報を市民の皆様へ迅速に伝達するため、電話回線等を使用し、音声情報、文字情報を固定電話、FAX に一括送信するものです。 テレフォンサービスを受けるには、市へ登録申請が必要です。登録完了後、 固定電話または FAX で直接情報を受け取ることが可能になります。 【配信内容】 ・国民保護情報 ・防災情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保、特別警報の発表 等） ・その他市の独自情報 【対象者】 災害時等要援護者（※1）や土砂災害警戒区域内で携帯電話をお持ちでない人など、情報収集手段がない人。 ※1 災害時等要援護者・・・高齢者や身体障害者、妊婦など一人で避難が困難な人	筑紫野市 危機管理課 筑紫野市石崎 1-1-1 ☎ 092-923-1111 Fax092-923-5391

教 育

事 業 名	内 容	お問い合わせ 申し込み												
特 別 支 援 教 育	「特別支援教育」とは、障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導および必要な支援を行うものです。 <table border="1"> <tr> <td rowspan="4">特 別 支 援 学 校</td><td>視覚障がい教育</td><td>福岡視覚特別支援学校 (筑紫野市)</td></tr> <tr> <td>聴覚障がい教育</td><td>福岡聴覚特別支援学校 (福岡市早良区)</td></tr> <tr> <td>病弱教育</td><td>古賀特別支援学校 (古賀市)</td></tr> <tr> <td>知的障がい教育 肢体不自由教育</td><td>太宰府特別支援学校 (太宰府市)</td></tr> <tr> <td colspan="2">特 別 支 援 学 級</td><td>市内の小・中学校</td></tr> </table>	特 別 支 援 学 校	視覚障がい教育	福岡視覚特別支援学校 (筑紫野市)	聴覚障がい教育	福岡聴覚特別支援学校 (福岡市早良区)	病弱教育	古賀特別支援学校 (古賀市)	知的障がい教育 肢体不自由教育	太宰府特別支援学校 (太宰府市)	特 別 支 援 学 級		市内の小・中学校	筑紫野市教育委員会 学校教育課 筑紫野市石崎 1-1-1 ☎092-923-1111
特 別 支 援 学 校	視覚障がい教育		福岡視覚特別支援学校 (筑紫野市)											
	聴覚障がい教育		福岡聴覚特別支援学校 (福岡市早良区)											
	病弱教育		古賀特別支援学校 (古賀市)											
	知的障がい教育 肢体不自由教育	太宰府特別支援学校 (太宰府市)												
特 別 支 援 学 級		市内の小・中学校												
特別支援学校等就学奨励費の支給	特別支援学校、特別支援学級に通う児童生徒の学費に要する費用の一部を補助する制度です。	各学校												
ふくおか就学サポートノート	「ふくおか就学サポートノート」とは、特別な教育的支援の必要な子どもが一貫した継続性のある支援を受けることができるように、保護者（または本人）が主体となって作成・保管するものです。 ※福岡県のホームページから入手できます。	福岡県教育委員会 特別支援教育課 福岡市博多区東公園 7-7 ☎092-643-3914												

事業名	内 容	お問い合わせ 申し込み
福岡県 肢体不自由 高校 奨学金制度	福岡県内に居住する肢体不自由高校生のための奨学金制度で返済の義務はありません。 【交付年額】 35,000 円 【手続き】 毎年 11 月 10 日から 12 月 10 日の間 (1)願書 (2)在学学校長の推薦書 (3)前年度課税所得証明書又は源泉徴収票を提出します。 ※ その他詳細は右記までお問い合わせください。	福岡県肢体不自由児協会 春日市原町 3-1-7 クローバープラザ ☎092-584-5723
あしなが 育英会	病気や災害など道路上の交通事故以外で保護者を亡くしたり、著しい障がいを負っている家庭の子どもへの奨学金制度を実施しています。	東京都千代田区 平河町 2 丁目 7-5 砂防会館 4F ☎03-3221-0888
交通遺児 育英会	道路上の交通事故により、死亡または重度の障がいを受けた人の子どもたち(高校・大学)に対する奨学金の貸与制度です。	東京都千代田区 平河町 2-6-1 平河町ビル 3 階 ☎03-3556-0771
犯罪被害 救済基金	犯罪の被害により、死亡または重度の障がいを受けた人の子弟(大学のみ)に対し奨学金を給与しています。	東京都千代田区麹町 1-8 エミナビル 2 階 ☎03-5226-1020



仕事・自立

事業名	内 容	お 問 い 合 わ せ 、 申 し 込 み
日 常 生 活 自 立 支 援 事 業	認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な人が、地域のなかで安心して生活ができるように、利用者との契約に基づき支援を行います。	筑紫野市社会福祉協議会 筑紫野市岡田 3-11-1 総合保健福祉センター 「カミーリヤ」内 ☎ 092-920-8008
	1. 援助内容（利用できるサービス内容）	
	1.福祉サービスの利用援助 福祉サービスの利用に関する相談や情報の提供 福祉サービスの利用申込みや利用料を支払う手続き 福祉サービスについて苦情解決制度を利用する手続き	
	2.日常的金銭管理サービス 年金等の受領に必要な手続き 公共料金、税金、医療費、福祉サービス利用料等を支払う手続き 日常生活に必要なお金の払戻しの手続き	
	3.書類等預かりサービス 日常的金銭管理で使用する預貯金通帳や銀行印の預かり （50万円以内の預貯金通帳に限ります。） 上記以外の書類（500万円以内の定期等預貯金通帳に限ります。） ※ なお、宝石、書画、骨董品、貴金属類、鍵などはお預かりできません。	
	2. 利用までの流れ（契約に至るまでの相談等（利用に関する相談、訪問調査）は無料）	
	1.相談（お住まいの市町村社会福祉協議会へ） 2.訪問調査（専門員が訪問） 専門員が訪問し、生活状況等をお聞きし、利用申込みの支援をします。 本人にサービス内容を説明し利用意思を確認します。 本人に希望を聞き、話し合って支援計画を作成します。	
	3.契約（福岡県社会福祉協議会） 契約締結の手続き 契約能力の確認がむずかしい場合は、契約締結審査会の開催（審査）	
	3.利用料金	
	契約後の生活支援員による援助には次の料金がかかります。	
サービス内容		利用料
福祉サービスの利用援助 日常的金銭管理サービス		1 時間あたり 1,000 円（1 時間を越えると 30 分ごとに 350 円の加算）
書類等預かりサービス （日常的金銭管理にかかる書類）		1 ヶ月あたり 350 円（年間 4,200 円）
書類等預かりサービス（上記以外の書類）		1 ヶ月あたり 250 円（年間 3,000 円）
※ 生活保護を受けている人は、すべて無料になります。		

事業名	内 容		お 問 い 合 わ せ 、 申 し 込 み
生 活 福 祉 資 金	低所得者、障がい者または高齢者に対し、その経済的自立と生活の安定を図るため、資金の貸付や相談支援を行っています。		筑紫野市社会福祉協議会 筑紫野市岡田 3-11-1 総合保健福祉センター 「カミーリヤ」内 ☎ 092-920-8008
	資 金 の 種 類	内 容	
	総合支援 資金	生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用
		住宅入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用
		一時生活 再建費	生活を再建するために一時的に必要、かつ日常生活費で賄うことが困難である費用
	福祉資金	福祉費	生業を営むために必要な経費
			技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費
			住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費
			福祉用具等の購入に必要な経費
			障がい者用の自動車の購入に必要な経費
			中国残留邦人等に係る国民年金保険料の追納に必要な経費
			負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費
			介護サービス、障がい者サービス等を受けるために必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費
			災害を受けたことにより臨時に必要となる経費
			冠婚葬祭に必要な経費
			住居の移転費、給排水設備等の設置に必要な経費
			就職、技能習得等の支度に必要な経費
			その他日常生活上一時的に必要な経費
	教育支援 資金	緊急小口 資金	緊急、かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける小額の費用
		教育支援費	低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に就学するのに必要な経費
	不動産担保型生活 資金	就学支度金	低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費
		不動産担保型生活資金	低所得の高齢者等に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金
		要保護世帯向け不動産担保型生活資金	要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金

事業名等	内 容	お問い合わせ 申し込み
ハローワーク 福岡南	ハローワーク（公共職業安定所）では障がい者の職業相談窓口を常設し、就職や職業紹介を行っています。	ハローワーク福岡南 春日市春日公園 3-2 ☎ 092-513-8609
障害者就業・生活支援センターちくし	抱える課題に応じて、雇用および福祉の関係機関との連携の下、就業面・生活面の一体的な支援を行います。	障害者就業・生活支援センターちくし 春日市春日公園 5-16 ☎ 092-592-7789 Fax 092-586-6689
福岡障害者職業センター	障害者職業センターでは、就職や職場復帰を目指す障がい者に対し、就職に向けての相談、職業能力などの評価、就職前の支援から就職後の職場適応のための援助、職場復帰の支援など、個々の障がい状況に応じた継続的な支援を行っています。	福岡障害者職業センター 福岡市中央区赤坂 1-6-19 ☎ 092-752-5801 Fax 092-752-5751
福岡障害者職業能力開発校	障がい者に対し、職業に必要な知識や技能を計画的に修得させ障がい者の職業の安定と自立を図る施設です。 ※入校料、授業料は無料です。（ただし、教科書代や作業服代は実費になります） ※通校が不便な人には校内に寮設備があります。	福岡県福祉労働部労働局 職業能力開発課 ☎ 092-643-3602 Fax 092-643-3605
福岡県障がい者雇用開拓事業	就職を希望する障がいのある人と、障がいのある人を雇用しようとする企業を支援する福岡県の事業です。 この事業では、企業の取り組みや職場の様子など、普段聞けないお話を聞く機会として就職相談会の開催や、求人情報の紹介、応募サポートや定着支援を通じて、就職の機会を提供しています。	（事業主体） 福岡県福祉労働部労働局 就業支援課 （事務局） 株式会社総合キャリアトラスト ☎ 092-733-3925 Fax 092-733-3919
日本オストミー協会 福岡県支部	オストメイト（人工肛門、人工膀胱造設者）の人が、日常生活をより快適に過ごせるよう、ストマケアや悩み事の相談を行います。 また、オストミーに関する講演会やオストメイト社会適応訓練事業など様々な活動を行っています。	日本オストミー協会 福岡県支部 春日市原町 3-1-7 ☎/Fax 092-572-7788

事業名等	内 容	お問い合わせ 申し込み
福岡県音声機能障がい者発声訓練・指導者養成事業	疾病により喉頭を摘出した音声機能障がい者に対し、日常生活および社会生活上における会話を可能とすることを目的として、食道発声訓練、人工喉頭または電気発声器による発声訓練を指導し訓練を行うとともに、この発声訓練に携わる指導者を養成する事業を実施しています。	福岡県身体障害者福祉協会 春日市原町3丁目1-7 ☎ 092-584-6067 Fax 092-584-6070
聴覚障がい者生活訓練教室	聴覚障がい者に対し、職業生活、コミュニケーション方法、人間関係、生活設計、育児、芸術、文化、など社会生活に必要な知識情報について訓練・指導を行います。	福岡県聴覚障害者センター 春日市原町3-1-7 ☎ 092-582-2414 Fax 092-582-2419
福岡視力障害センター	見えない・見えにくいことで日常生活や社会生活を行う上での不安等の軽減を図るため、相談支援や訓練を行い、社会参加を支援します。 また、ガイドヘルパーを対象に、依頼により講師を派遣し、「手引き」について学ぶ機会を提供します。	国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局 福岡視力障害センター ☎ 092-806-1361
たばこ小売業の許可	身体障がい者がたばこ小売業の指定申請を行った場合に、条件の緩和があります。	日本たばこ産業株式会社 福岡支社 ☎ 092-303-0243 Fax 092-431-8554
暮らしの 困りごと 相談窓口	失業や不安定な収入、借金など様々な理由で経済的に困っている人や生活していく上での悩みや困りごとを抱えている人を対象に、生活の安定と継続を目指すための相談・支援窓口を開設しています。 ひとりで悩まないで、まずは気軽に相談してください。ご家族や周りの人からの相談も受け付けています。 【家計改善支援事業】 入ってくるお金と、払わなければならないお金を見えるようにして、無理のない支払い計画を立て、生活の安定をはかります。 【就労準備支援事業】 日常生活の改善から、社会活動の訓練、就職に向けての準備など、一人ひとりの状況に合わせた段階的な支援を、総合的に行っていきます。	筑紫野市 保護課 筑紫野市石崎1-1-1 ☎ 092-923-1111

相 談

名 称	内 容	お問い合わせ 所在地																				
福岡県 筑紫保健福祉 環境事務所	心身障がいの早期発見・早期療育のための専門医による健康診査、家庭訪問指導、療育相談など保健および医療についての相談・指導をおこなっています。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>相談の種類</th><th>内容</th><th>相談日時</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">精神保健 福祉相談</td><td>医療・福祉に関する こと、対応の仕方など (保健師相談)</td><td>月曜～金曜 8時30分～17時</td></tr> <tr> <td>心の悩みや不安、気 になる行動など (医師相談)</td><td>毎週水曜（予約制） 13時～15時</td></tr> <tr> <td>アルコール 精神保健 福祉相談</td><td>アルコールに関する こと</td><td>第2・3水曜（予約制） 13時～15時</td></tr> <tr> <td>思春期精神 保健福祉 相談</td><td>不登校、ひきこもり、 思春期の問題など</td><td>第2木曜（予約制） 13時～15時</td></tr> <tr> <td>難病ホッ トライン</td><td>難病に関する電話 相談＊専用電話： 092-573-3100</td><td>月曜～金曜 8時30分～17時</td></tr> <tr> <td>乳幼児 発達相談</td><td>こどもの心やから だの発達に関する 相談</td><td>休止中</td></tr> </tbody> </table>	相談の種類	内容	相談日時	精神保健 福祉相談	医療・福祉に関する こと、対応の仕方など (保健師相談)	月曜～金曜 8時30分～17時	心の悩みや不安、気 になる行動など (医師相談)	毎週水曜（予約制） 13時～15時	アルコール 精神保健 福祉相談	アルコールに関する こと	第2・3水曜（予約制） 13時～15時	思春期精神 保健福祉 相談	不登校、ひきこもり、 思春期の問題など	第2木曜（予約制） 13時～15時	難病ホッ トライン	難病に関する電話 相談＊専用電話： 092-573-3100	月曜～金曜 8時30分～17時	乳幼児 発達相談	こどもの心やから だの発達に関する 相談	休止中	健康増進課 精神保健係 大野城市白木原 3-5-25 ☎092-513-5585 Fax092-513-5598
相談の種類	内容	相談日時																				
精神保健 福祉相談	医療・福祉に関する こと、対応の仕方など (保健師相談)	月曜～金曜 8時30分～17時																				
	心の悩みや不安、気 になる行動など (医師相談)	毎週水曜（予約制） 13時～15時																				
アルコール 精神保健 福祉相談	アルコールに関する こと	第2・3水曜（予約制） 13時～15時																				
思春期精神 保健福祉 相談	不登校、ひきこもり、 思春期の問題など	第2木曜（予約制） 13時～15時																				
難病ホッ トライン	難病に関する電話 相談＊専用電話： 092-573-3100	月曜～金曜 8時30分～17時																				
乳幼児 発達相談	こどもの心やから だの発達に関する 相談	休止中																				
福岡県 障がい者 更生相談所	知的障がい者の療育、施設入所相談などに対し、市と協力しながら、医師・ケースワーカー・心理判定員などが専門的な立場から判定指導を行っています。 判定による療育手帳の交付・再交付、身体障害者手帳の判定・交付・再交付などの事務も行なっています。 身体障がい者からの補装具の支給などに対し、市と協力しながら医師・ケースワーカーなどが専門的な立場から判定・指導を行っています。	春日市原町 3-1-7 1F ☎092-586-1055 Fax092-586-1065																				
福岡県福岡 児童相談所	18歳未満の子どもの福祉に関する相談を受け、子どもの家庭状況や発達等について調査、診断、判定を行い、子ども、保護者、関係者等に対して指導・援助を行います。また、必要に応じて子どもの一時保護、児童福祉施設等への入所措置などの機能を併せ持つ相談援助活動を行う機関です。	春日市原町 3-1-7 3F ☎092-586-0023 Fax092-586-0044																				

名 称	内 容	お問い合わせ 所在地																					
福 岡 県 精 神 保 健 福 祉 セ ン タ ー	県における精神保健および精神障がい者福祉に関する総合技術センターです。精神保健および精神障がい者福祉についての相談を行っています。相談は、精神科医師、臨床心理士、保健師などが対応します。	春日市原町 3-1-7 2F ☎092-582-7500 Fax092-582-7505																					
	<table><tr><th>相談の種類</th><th>内容</th><th>相談日時</th></tr><tr><td>精神保健福祉相談</td><td>心の健康や自助グループのことなど</td><td>月曜～金曜 8時30分～17時15分</td></tr><tr><td>アルコール・薬物相談（ギャンブル等依存症含む）</td><td>アルコールや薬物等の依存症に関すること</td><td>毎週火曜（予約制） 9時～12時 ※第5火曜を除く</td></tr><tr><td>思春期精神保健相談</td><td>不登校、ひきこもり、思春期の問題など</td><td>第1・3金曜（予約制） 9時～12時</td></tr><tr><td>自死遺族等のための法律相談</td><td>ご家族等の自死に伴う法律問題への弁護士無料法律相談</td><td>お問い合わせください（予約制） 13時30分～16時30分</td></tr><tr><td>自死遺族等の相談</td><td>身近な人の自死に関する相談</td><td>月・火・木・金曜（予約制） 9時～12時</td></tr><tr><td>心の健康相談電話</td><td>こころの悩みで辛いとき（直通電話相談） 092-582-7400</td><td>平日（祝日・年末年始を除く） 9時～16時</td></tr></table>		相談の種類	内容	相談日時	精神保健福祉相談	心の健康や自助グループのことなど	月曜～金曜 8時30分～17時15分	アルコール・薬物相談（ギャンブル等依存症含む）	アルコールや薬物等の依存症に関すること	毎週火曜（予約制） 9時～12時 ※第5火曜を除く	思春期精神保健相談	不登校、ひきこもり、思春期の問題など	第1・3金曜（予約制） 9時～12時	自死遺族等のための法律相談	ご家族等の自死に伴う法律問題への弁護士無料法律相談	お問い合わせください（予約制） 13時30分～16時30分	自死遺族等の相談	身近な人の自死に関する相談	月・火・木・金曜（予約制） 9時～12時	心の健康相談電話	こころの悩みで辛いとき（直通電話相談） 092-582-7400	平日（祝日・年末年始を除く） 9時～16時
	相談の種類		内容	相談日時																			
	精神保健福祉相談		心の健康や自助グループのことなど	月曜～金曜 8時30分～17時15分																			
	アルコール・薬物相談（ギャンブル等依存症含む）		アルコールや薬物等の依存症に関すること	毎週火曜（予約制） 9時～12時 ※第5火曜を除く																			
	思春期精神保健相談		不登校、ひきこもり、思春期の問題など	第1・3金曜（予約制） 9時～12時																			
	自死遺族等のための法律相談		ご家族等の自死に伴う法律問題への弁護士無料法律相談	お問い合わせください（予約制） 13時30分～16時30分																			
	自死遺族等の相談		身近な人の自死に関する相談	月・火・木・金曜（予約制） 9時～12時																			
心の健康相談電話	こころの悩みで辛いとき（直通電話相談） 092-582-7400	平日（祝日・年末年始を除く） 9時～16時																					
障 が い 者 1 1 0 番	障がいのある人やその家族が抱える日常生活上の不安や悩み、福祉・保健・法律問題などの心配事の相談をうけます。	公益財団法人 福岡県身体障害者協会 春日市原町 3-1-7 クローバープラザ東棟6F ☎092-584-6110 ✉fukuokaken110soudan@hyper.ocn.ne.jp																					
	<table><tr><th>相談の種類</th><th>相談員</th><th>相談日時</th></tr><tr><td>一般相談</td><td>専任相談員</td><td>月曜～金曜 9時～16時</td></tr><tr><td>専門相談（法律）</td><td>弁護士</td><td>第2・4水曜 13時～15時</td></tr><tr><td>専門相談（年金等）</td><td>社会保険労務士</td><td>第1・3金曜 13時～15時</td></tr></table>		相談の種類	相談員	相談日時	一般相談	専任相談員	月曜～金曜 9時～16時	専門相談（法律）	弁護士	第2・4水曜 13時～15時	専門相談（年金等）	社会保険労務士	第1・3金曜 13時～15時									
	相談の種類		相談員	相談日時																			
	一般相談		専任相談員	月曜～金曜 9時～16時																			
	専門相談（法律）		弁護士	第2・4水曜 13時～15時																			
専門相談（年金等）	社会保険労務士	第1・3金曜 13時～15時																					
※一般相談から必要に応じて専門相談を紹介します。																							
※土日・祝日・年末年始・お盆はお休みです。																							

名 称	内 容	お問い合わせ 所在地
福 岡 県 ひ き こ も り 地 域 支 援 セ ン タ ー	【ひきこもり相談】 社会的ひきこもり状態にある人やその家族などからの電話や来所などによる相談を受けます。（来所相談は予約制） 【家族のつどい】 ひきこもりについて正しく理解したり、言葉かけの工夫などを学んだりする時間と、同じ悩みを持つご家族同士の交流の時間を用意しています。 毎月第 3 木曜日の午後開催されています。参加希望の人は、事前に連絡が必要です。 【ひきこもりフリースペース】『ねすと♪たまゆら』 フリースペースは、社会的ひきこもり状態にある人が、自由に過ごせる場です。 毎月第2・4火曜日の午後に行われています。利用する人は、事前に登録の連絡が必要です。	春日市原町 3-1-7 南側 2 F ☎092-582-7530
福 岡 県 発達障がい者 (児) 支 援 センターLife	発達障がいに関する相談、発達支援、就労支援に加えて、発達障がいの正しい知識や適切な支援方法を広めたいくため、行政・学校・企業等に対して研修や講師派遣を行い、発達障がい児(者)やその保護者、発達障がいに関わる支援者・関係機関をサポートします。	春日市原町 3 丁 目 1-7 クロー バープラザ1F ☎092-558-1741 Fax092-558-1742
福 岡 県 発達障がい児 等 療 育 支 援 事 業	県では、発達障がいのある（その疑いがある）児童（者）等のライフステージに応じた発達の支援、生活の指導及び相談対応等の支援をおこなっています。 まずはお電話でお問い合わせください。 ※ 福岡県より委託を受けた事業所が行っています。 【委託先事業所】（筑紫地区） ・ すみれ園 ・ 聖ルチア病院（医療連携型）	すみれ園 太宰府市大佐野 42-1 ☎092-925-4681 聖ルチア病院 久留米市津福本町 1012 ☎0942-33-1581
福 岡 県 医療的ケア児 支 援 セ ン タ ー	日常的に医療的なケアを必要とするお子さんとご家族が、地域、ご自宅で安心して生活できるよう様々な相談をお受けする窓口です。 お悩みやご不安などをお聞きするとともに、ご相談の内容に応じて医療・保健・福祉・教育・労働等の関係機関と連携した支援を行います。	糟屋郡新宮町緑ヶ 浜4丁目2-1 (福岡県こども療 育センター新光園 内) ☎092-692-1601 Fax092-962-3113

名 称	内 容	お問い合わせ 所在地				
福岡県 高次脳 機能障がい 支援事業	県では、「福岡県障がい者リハビリテーションセンター」「産業医科大学病院」「久留米大学病院」「福岡市立心身障がい福祉センター」の4機関を支援拠点機関に指定し、支援コーディネーターを配置して高次脳機能障がい者や家族からの相談を受けています。	福岡県障がい者リハビリテーションセンター ☎092-944-2011 【専門ホットライン】 産業医科大学病院 ☎ 093-603-1611 久留米大学病院 ☎ 0942-35-3311 福岡市立心身障がい福祉センター（あいあいセンター） ☎ 092-406-2455				
福岡県 難病相談支援 センター	県では、地域で生活する難病患者さんやそのご家族等の支援のため、福岡県が実施する「難病ネットワーク」、福岡県と福岡市が共同で運営する「難病相談支援」及び「小児慢性特定疾病児童等自立支援」についての事業を行っています。 お悩みやご不安などをお聞きするとともに、ニーズに応じた支援を行っております。ご相談は、内容に応じて各分野の相談員がお受けしています。 <table><tr><td>難病・小児慢性特定疾病の相談</td><td>092-643-8292</td></tr><tr><td>療養生活などの相談</td><td>092-643-1379</td></tr></table> 対応時間：月曜日～金曜日 9時～16時	難病・小児慢性特定疾病の相談	092-643-8292	療養生活などの相談	092-643-1379	福岡県難病相談支援センター 福岡市東区馬出 3-1-1 九州大学病院北棟 2 階 (2B プレインセンター前) ☎ 092-643-1390
難病・小児慢性特定疾病の相談	092-643-8292					
療養生活などの相談	092-643-1379					
障がい者 差別解消 専門相談	県では、障がいのある人に対する不当な差別的取扱いや、社会的障壁の除去に係る合理的な配慮について相談を受付けています。	福岡県障がい福祉課 ☎092-643-3143 Fax092-643-3304 月～金：9時～17時				
障がい者への 情報サービス	障がい者に関する色々な情報を提供しています。 ●制度・福祉サービス情報 ●福祉施設情報 ●イベント情報 ●福祉機器・図書情報・外出ガイド情報	福岡県福祉情報センター 春日市原町 3-1-7 クローバープラザ東棟 2F ☎ 092-584-3330 Fax 092-584-3319				

名 称	内 容	お問い合わせ 所在地
筑 紫 野 市 生 活 福 祉 課	●筑紫野市障がい者基幹相談支援センター 福祉の全般的な窓口として様々な相談を受けています。日常生活で困っていることを気軽にご相談ください。 ●筑紫野市障がい者虐待防止センター 障がい者に対する虐待の通報や相談を受け付けています。通報者の情報は守られ、不利益な取り扱いも禁止されています。	筑紫野市石崎 1-1-1 ☎ 092-923-1111 Fax 092-923-5230
筑 紫 野 市 健 康 推 進 課	病気の早期発見・早期治療を目的とした各種の健康診査などあらゆる健康に関する相談・指導をおこなっています。	筑紫野市岡田 3-11-1 総合保健福祉センター 「カミーリヤ」内 ☎ 092-920-8611 Fax 092-926-6006
筑 紫 野 市 社会福祉協議会	障がい者や高齢者などの福祉団体・ボランティアの育成援助、住民への福祉の啓発活動・相談事業等広範多岐にわたる活動をし、地域のあらゆる機関・団体と協働して計画的に『だれもが安心して暮らしやすい街づくり』に取り組んでいる民間の団体です。	筑紫野市岡田 3-11-1 総合保健福祉センター 「カミーリヤ」内 ☎ 092-920-8008 Fax 092-920-8033
筑 紫 野 市 身 体 障 害 者 福 祉 協 会	身体障がい者の社会参加を進め、障がいがあっても住み慣れた地域で安心して生活できるよう、関係団体および機関と連携を図りながら、さまざまな活動に取り組んでいます。	筑紫野市岡田 3-11-1 総合保健福祉センター 「カミーリヤ」内 ☎/Fax 092-926-6002 (火・水・金のみ)
地 域 活 動 支 援 セ ン タ ー	専門職員（精神保健福祉士など）を配置し、障がい者が地域の中で安心して生活がおくれるよう支援を行っています。 ・障がいをお持ちの人やそのご家族からの相談を面接や電話でお受けしています。 ・障がいをお持ちの人に裁縫やものづくり、DVD鑑賞、音楽など、日中を過ごす場として利用して頂いています。	「つくしびあ」 春日市春日公園 5-14-1 ☎ 092-592-6800 ☎ 092-592-6801 Fax 092-592-6802 「ピアッツァ桜台」 筑紫野市常松 456 番地 2 ☎ 092-919-2055

名 称	内 容	お問い合わせ 所在地
身体障がい者 相 談 員	身体障がい者の中から選ばれ、身体障がい者（児）の身近な問題について相談に応じるとともに、相談機関の業務への協力や地域活動の中心となって活動しています。	≪相 談 員≫ ●藤崎 ☎ 090-9489-5358 ●山本 喜久枝 ☎ 092-925-1739 ●古瀬 富美子（立明寺） ☎ 092-925-9420 ●宮崎 吉弘（西小田） ☎ 092-927-1765 ●安達 幸子（山家） ☎ 090-1970-4845
聴覚障がい者 相 談 員	筑紫野市聴覚障害者協会の推薦を受けた聴覚障がい者が、手話を用いて聴覚障がい者の身近な問題についての相談に応じています （第1・3月曜日（祝日を除く）、 10時～15時、市役所1階の相談室）	筑紫野市生活福祉課 障がい者福祉担当 筑紫野市石崎 1-1-1 ☎ 092-923-1111 FAX 092-923-5230
知的障がい者 相 談 員	知的障がい者（児）に理解があり知的障がい者（児）の福祉増進に熱意を有し、奉仕的に活動できる人から選ばれ、知的障がい者（児）の身近な問題について相談に応じるとともに、関係機関の業務への協力や地域活動の中心となって活動しています。	≪相 談 員≫ ●山方 喜子 ☎ 092-926-3055 ●樋口 明子 （筑紫野市「障害」児・者 問題を考える会） ☎ 092-984-1955 ☎ 090-3192-8541
民 生 委 員 児 童 委 員	民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱を受けた民間の奉仕者で、支援が必要な人から福祉制度や子育てなどについての相談を受け、市や協力機関につなぐなど、市民の皆さんに最も身近なところで相談支援活動を行っています。	筑紫野市生活福祉課 地域福祉担当 筑紫野市石崎 1-1-1 ☎ 092-923-1111



ボランティアグループ

	団 体 名	事 業 内 容	お問い合わせ 申し込み
ボ ラ ン テ ィ ア グ ル ー プ	拡 大 写 本 う さ ぎ	視覚障がい者（弱視）支援のための の拡大写本の作成	筑紫野市社会福祉協議会 筑紫野市岡田 3-11-1 総合保健福祉センター 「カミーリヤ」内 ☎ 092-920-8008 Fax 092-920-8033
	お も ち ゃ 図 書 館 赤 ず き ん	おもちゃ図書館の開館、 障がいの有無にかかわらず共に 遊び育ちあう場の提供	
	筑 紫 野 市 手 話 の 会	手話通訳活動、ろう者との交流	
	音 訳 ・ 朗 読 グ ル ー プ さ く ら 会	音声テープの作成、対面朗読、 広報ちくしの音訳テープ「声のた より」の作成	
	筑 紫 野 市 点 字 教 室	盲学校図書の点訳、一滴文庫の点 訳、個人依頼による図書の点訳	
	視覚障がい者外出支援 （ガイドボランティア） み ち し る べ	視覚障がい者の外出などの際の 誘導支援、交流イベントの開催 盲養護老人ホームの行事支援	
	お も ち ゃ 病 院 筑 紫 野	子どものおもちゃの修理	

障がい者福祉関係機関

機 関 名	電 話 番 号	郵 便 番 号	住 所
筑紫野市生活福祉課	092-923-1111 Fax 923-5230	818-8686	筑紫野市石崎 1-1-1
筑紫野市健康推進課	092-920-8611	818-0013	筑紫野市岡田 3-11-1
福岡県 福岡児童相談所	092-586-0023 Fax092-586-0044	816-0804	春日市原町 3 丁目 1-7 3F
福岡県障がい者 更生相談所	092-586-1055 Fax092-586-1065	816-0804	春日市原町 3 丁目 1-7 1F
福岡県筑紫 保健福祉環境事務所	092-513-5583 Fax092-513-5598	816-0943	大野城市白木原 3-5-25 筑紫総合庁舎内
筑紫野市 社会福祉協議会	092-920-8008 Fax092-920-8033	818-0013	筑紫野市岡田 3-11-1
筑紫野市身体障害者 福祉協会	092-926-6002 Fax092-926-6002	818-0013	筑紫野市岡田 3-11-1
福岡県精神保健 福祉センター	092-582-7510 Fax092-582-7505	816-0804	春日市原町 3-1-7 2F
福岡県福祉 情報センター	092-584-3330 Fax092-584-3319	816-0804	春日市原町 3-1-7 クローバープラザ内
南福岡年金事務所	092-552-6112 Fax092-541-7649	815-8558	福岡市南区塩原 3-1-27
ハローワーク福岡南	092-513-8609 Fax092-574-6554	816-8577	春日市春日公園 3-2
福岡障害者 職業センター	092-752-5801 Fax092-752-5751	810-0042	福岡市中央区赤坂 1-6-19 ワークプラザ赤坂5階
福岡県筑紫県税事務所	092-513-5573 Fax092-513-5597	816-8558	大野城市白木原 3-5-25 筑紫総合庁舎内
筑紫税務署	092-923-1400	818-8666	筑紫野市針摺西 1 丁目 1 番 8 号
福岡県身体障害者 福祉協会	092-584-6067 Fax092-584-6070	816-0804	春日市原町 3 丁目 1-7 クローバープラザ内
福岡県障がい者 スポーツ協会	092-582-5223 Fax092-582-5228	816-0804	春日市原町 3 丁目 1-7 クローバープラザ内
筑紫地区地域活動支援 センターつくしぴあ	092-592-6800 Fax092-592-6802	816-0811	春日市春日公園 5 丁目 14 番地 1
地域活動支援センター ピアッツア桜台	092-919-2055 Fax092-919-2135	818-0064	筑紫野市大字常松 456 番地 2

障がい者に関するマークの一例

各団体等が作成・所管する障がい者に関するマークの一例を紹介します。

●障がい者のための国際シンボルマーク		お問い合わせ
 障がい者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。 駐車場などでこのマークを見かけた場合には、障がい者の利用への配慮について、御理解、御協力をお願いします。 ※ このマークは「すべての障がい者を対象」としたものです。特に車椅子を利用する障がい者を限定し、使用されるものではありません。		公益財団法人 日本障害者リハビリテーション協会 ☎03-5273-0601 FAX03-5273-1523
●盲人のための国際シンボルマーク		お問い合わせ
 世界盲人連合で1984年に制定された盲人のための世界共通のマークです。視覚障がい者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。信号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見かけるマークです。 このマークを見かけた場合には、視覚障がい者の利用への配慮について、御理解、御協力をお願いします。		社会福祉法人 日本盲人福祉委員会 ☎03-5291-7885
●身体障がい者標識（身体障がい者マーク）		お問い合わせ
 肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている人が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。 危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。		警察庁 交通局交通企画課 ☎03-3581-0141
●聴覚障がい者標識（聴覚障がい者マーク）		お問い合わせ
 聴覚障がいであることを理由に免許に条件を付されている人が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。 危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。		警察庁 交通局交通企画課 ☎03-3581-0141

●ほじょ犬マーク	お問い合わせ
身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。 身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。「身体障害者補助犬法」において、公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設は、身体障がいのある人が身体障害者補助犬を同伴するのを受け入れる義務があります。 補助犬はペットではありません。社会のマナーもきちんと訓練されており、衛生面でもきちんと管理されています。 補助犬を同伴していても使用者への援助が必要な場合があります。使用者が困っている様子を見かけたら、積極的にお声かけをお願いします。	厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部企画課 自立支援振興室 ☎03-5253-1111
●耳マーク	お問い合わせ
聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマークでもあります。 聴覚障がい者は見た目には分からないために、誤解されたり、不利益をこうむったり、社会生活上で不安が少なくありません。 このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない・聞こえにくい」ことを理解し、コミュニケーションの方法等への配慮について御協力をお願いします。	一般社団法人 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 ☎03-3225-5600 FAX03-3355-0046
●オストメイト／オストメイト用マーク	お問い合わせ
オストメイトとは、人工肛門・人工膀胱を造設している排泄機能に障がいのある人のことをいいます。 このマークはオストメイトである事と、オストメイトのための設備（オストメイト対応のトイレ）があることを表しています。 このマークを見かけた場合には、身体内部に障がいのある人及びその配慮されたトイレであることを御理解の上、御協力をお願いします。	公益財団法人 交通エコロジー・モビリティ財団 ☎03-5844-6265 FAX03-5844-6294
●ハート・プラスマーク	お問い合わせ
「身体内部に障がいがある人」を表しています。内部障がい（心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能）の人は外見からは分かりにくいいため、様々な誤解を受けることがあります。 内部障がいのある人を視覚的に示し、理解の第一歩とするため、このマークは生まれました。	特定非営利活動法人 ハート・プラスの会 ✉info@heartplus.org

●「白杖SOSシグナル」普及啓発シンボルマーク (社会福祉法人日本盲人会連合推奨マーク)	お問い合わせ
 白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障がいのある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。 白杖によるSOSのシグナルを見かけたら、進んで声をかけ、困っていることなどを聞き、サポートをしてください。 ※ 駅のホームや路上などで視覚に障がいのある人が危険に遭遇しそうな場合は、白杖によりSOSのシグナルを示していなくても、声をかけてサポートをしてください。	社会福祉法人 日本盲人会連合 ☎03-3200-0011 FAX03-3200-7755 岐阜市福祉部福祉事務 所障がい福祉課 ☎058-214-2138 FAX058-265-7613
●手話マーク	お問い合わせ
 耳が聞こえない人が手話でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、役所、公共及び民間施設・交通機関の窓口、店舗など、手話による対応ができるところが掲示できます。また、イベント時のネームプレートや災害時に支援者が身に着けるビブスなどに掲示することもできます。 耳が聞こえない人等がこのマークを提示した場合は「手話で対応をお願いします」の意味、窓口等が掲示している場合は「手話で対応します」等の意味になります。	一般財団法人 全日本ろうあ連盟 ☎03-6302-1430 FAX03-6302-1449
●筆談マーク	お問い合わせ
 耳が聞こえない人、音声言語障がい者、知的障がい者や外国人などが筆談でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、役所、公共及び民間施設・交通機関の窓口、店舗など、筆談による対応ができるところが掲示できます。また、イベント時のネームプレートや災害時に支援者が身に着けるビブスなどに掲示することもできます。 耳が聞こえない人等がこのマークを提示した場合は「筆談で対応をお願いします」の意味、窓口等が掲示している場合は「筆談で対応します」等の意味になります。	一般財団法人 全日本ろうあ連盟 ☎03-6302-1430 FAX03-6302-1449
●障害者雇用支援マーク	お問い合わせ
 公益財団法人ソーシャルサービス協会が障がい者の在宅障がい者就労支援並びに障がい者就労支援を認めた企業、団体に対して付与する認証マークです。 障がい者の社会参加を必須と考え、前向きに努力されている団体、法人様を対象に案内を行い、「障害者雇用支援マーク」を発行しています。	公益財団法人 ソーシャルサービス協会 ITセンター ☎052-218-2154 FAX052-218-2155

障がい者手帳で利用できる主な制度適用表

障がい種別			制度名		医療			年金・手当								自動車・交通								税金・公共料金			
					重度障がい者医療制度	ひとり親家族等医療制度	後期高齢者医療制度	障害年金	特別障害者手当	障害児福祉手当	市重度心身障害者福祉手当	特別児童扶養手当	児童扶養手当	心身障がい者扶養共済	腎臓疾患患者福祉給付金	運転免許取得費助成	自動車改造費助成	駐車禁止規制除措置	ふくおか・まごころ駐車場	有料道路通行料金割引	福祉タクシー利用券	鉄道バス航空運賃割引	所得税・市県民税控除	自動車税減免	軽自動車税減免	NHK放送受信料減免	
			等級																								
掲載ページ			7	8	9	11	12	12	13	13	14	15	16	35	35	36	38	39	40	41	44	46	46	47			
身体障害者手帳	視覚	1	△	△	○	個々の状況によって異なります。初診日をご確認の上、問い合わせ先にお尋ねください。 ※65歳以降に障がいの基準に該当した人は対象になりません。	△	△	△	△	△	○					○	○	○	△	○	○	○	○	△		
		2	△	△	○		△	△	△	△	△	○					○	○	○	△	○	○	○	○	△		
		3			○						△		○					○	○	○		○	○	○	○	△	
		4																△	○	○		○	△	△	△	△	
		5																		○		○				△	
		6																		○		○	○			△	
	聴覚・ 平衡機能	2	△	△	○		△	△	△	△	△	○				△	△	○	○	○		○	○	○	○	△	
		3			○						△		○			△	△	○	○	○		○	○	○	○	△	
		4														△	△		△	○		○				△	
		5															△		△	○		○				△	
		6															△			○		○				△	
																		△			○		○				△
	音声・言語・ そしゃく機能	3			○						△		○			△	△			○		○	○	○	○	△	
		4			○						△					△	△			○		○	○			△	
	肢体 不自由	1	△	△	○		△	△	△	△	△	△	○			△	△	○	○	○	△	○	○	○	○	△	
		2	△	△	○		△	△	△	△	△	△	○			△	△	△	○	○	△	○	○	○	○	△	
		3			○						△		○			△	△	△	△	○	△	○	○	△	△	△	
		4			△						△					△	△	△	△	○		○	○	△	△	△	
		5															△		△	○		○	○	△	△	△	
		6															△		△	○		○	○	△	△	△	
	内部機能	1	△	△	○		△	△	△	△	△	△	○	△		△	△	○	○	○	△	○	○	○	○	△	
		2	△	△	○		△	△	△	△	△	△	○	－		△	△	○	○	○	△	○	○	○	○	△	
		3			○						△		○	△		△	△	○	○	○		○	○	○	○	△	
		4												△		△	△		○	○		○	○			△	
療育手帳		A	○		○	△	△	△	△	△	○					○	○	○	△	○	○	○	○	△			
		B	△						△		○									○	○	△	△	△			
精神障害者 保健福祉手帳		1	○		○	△	△	△	△	△	△					○	○		△	△	△	○	○	△			
		2			○				△			△								△	△			△			
		3										△								△	△			△			

※ 上記の表は、障がい種別と等級によって利用できる主な制度を示したものです。

「○」は等級の要件を満たしているもの、「△」は等級等要件の一部を満たしているものです。

各種制度にはさまざまな他の条件がある場合がありますので、詳しくは、該当ページに掲載されている内容を確認してください。

障害者のための国際シンボルマーク



盲人のための国際シンボルマーク



身体障害者標識(身体障害者マーク)



聴覚障害者標識(聴覚障害者マーク)



ほじょ犬マーク



耳マーク



オストメイト／オストメイト用設備マーク



ハート・プラスマーク



「白杖 SOS シグナル」普及啓発シンボルマーク



障害者雇用支援マーク



手話マーク



筆談マーク



すこやかライフガイドブック

発行／令和 8 年 7 月 改訂

編集／筑紫野市 生活福祉課 障がい者福祉担当

ところ／〒818-8686 筑紫野市石崎 1 丁目 1 番 1 号

でんわ／092-092-923-1111 内線／426・427・428・429

FAX／092-923-5230